

○國第百四十五回
会衆議院會議錄 第二十三号

官報 号外 平成十一年四月十五日

平成十一年四月十五日

○第百四十五回
国 会

衆議院會議錄

第二十三号

平成十一年四月十五日(木曜日)
午後一時四分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま
す。

第一 漁船損害等補償法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

永年在職の議員田邊國男

永年在職の議員田邊國男君に対し、院議をて功労を表彰することとし、表彰文は議一任するの件（議長発議）

卷之二十一

日程第一 持続的養殖生産確保法案(内閣提出)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労
働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部
を改正する法律案(第百四十三回国会、内
閣提出)及び職業安定法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

〔拍手〕

○議長(伊藤宗一郎君)　この際、田邊國男君から發言を求められております。これを許します。田邊國男君。

平成十一年四月十五日 衆議院会議録第一十三号

永年在職議員の表彰の件 漁船損害等補償法

一部を改正する法律案外一案

思うに、三十年代から四十年代にかけて、政治家は、与党、野党を問はず、個性あふれる独自の政策論をひつ揚げて国政に取り組みました。おのれの思想の違いはあっても、國家の再建を願う思い、國を愛する気持ちは同じだったと思います。

昭和三十九年の東京オリンピックを挟んだわずか一年余りの短い年月で、日本の歴史を変える大事業をなし遂げた日本国民の優秀性を改めて誇りとするとともに、議会人として微力ながらその一翼を担い得たことに、深い感銘を覚えるのであります。

家の真価を問われるときであります。あすの日本を、誇りある日本国と国民の久遠の安泰を願うがゆえに、あえて申し上げました。

長年になります皆様の御厚情に対し、衷心より感謝を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(括手)
日程第一 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 持続的養殖生産確保法案(内閣提
出)

日程第一 漁船損害等 る法律案(内閣提出) 日程第二 持続的養育等

日程第一 漁船損害等 る法律案(内閣提出)

補償法の一部を改正す

○議長(伊藤宗一郎君)　日程第一、漁船損害等補出

出

日程第一、漁船損害等。

債法の一部を改正する法律案、日程第一、持続的養殖生産確保法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

持続的養殖生産確保法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔穂積良行君登壇〕

○穂積良行君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、両法律案の主な内容について申し上げます。

まず、漁船損害等補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るため、政府または漁船保険中央会が行う再保険事業の範囲を見直すとともに、渔船以外の船舶で運搬中の漁獲物等の損害、及びスポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船の養殖漁場の状況の変化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るために、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置、及び特定の養殖水産植物の伝染性疾病的蔓延の防止のための措置等を講じようとするものであります。

両法律案につきましては、三月十八日中川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日質疑を行いました。質疑を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり

り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、持続的養殖生産確保法案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君)　両案を一括して採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君)　御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君)　御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君)　この際、第一百四十三回国会、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君)　この際、第一百四十三回国会、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案及び内閣提出、職業安定法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明をります。労働大臣甘利明君。

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣(甘利明君)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を申します。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年における社会経済情勢の変化を背景として、労働者の就業形態や就業意識の多様化が進んで、労働者派遣の期間について、臨時の

おり、労働力の多様なニーズに対応した需給の拡大を図ることが必要であります。

また、一昨年六月のILLO総会において、労働者派遣事業を含む民間の労働力需給調整事業の運営を認めること、及びこれを利用する労働者を保護することを目的とする第百八十一号条約が採択されたところであります。

このような状況のもとで、ILLO第百八十一号条約の採択により、労働者派遣事業についての新たな国際基準が示されたことを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化への対応、労働者の多様な選択肢の確保等の観点から、中央職業安定審議会において、労働者派遣事業制度の見直しについて検討が重ねられ、昨年五月に、臨時的に、一時的な労働力の需給調整に関する対策としての労働者派遣事業制度の実施、及び派遣労働者の適切な就業条件の確保を図るために、成案を取りまとめて議論をいたしましたところであります。

この建議を踏まえ、本法を改正する法律案を作成し、中央職業安定審議会等の関係審議会の審議を経て、成案を取りまとめ、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、労働者派遣事業の対象業務の範囲について、港湾運送業務、建設業務、警備業務、その他中央職業安定審議会の意見を聞いて定める業務を除いた業務をその対象業務としていることとしております。

第二に、許可等の手続等について、許可の申請書等の記載事項及びその変更の際の手続を簡素化することとともに、許可等の欠格事由として、社会保険、労働保険等に係る法律の規定により罰金の刑

執行され、一定の期間を経過しない者を追加することとしております。

第六に、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るために、派遣元事業主等のその業務上知り得た秘密の漏えいの禁止、労働大臣に対する申告を理由とした不利益取り扱いの禁止、労働者派遣事業適正運営協力員の委嘱等の措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、平成十一年七月一日から施行することとしております。

次に、職業安定法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

ついで、その趣旨を御説明申し上げます。

近年における急速な産業構造の変化や国際化、労働者の就業意識の変化等の社会経済の構造変化に伴い、労働力需給に係るニーズは大きく変化しております。また、一昨年六月のILLO総会において、職業紹介事業を含む民間の労働力需給

者派遣事業制度を位置づける観点から、専門的な知識、技術または経験を必要とする業務等のうち、中央職業安定審議会の意見を聞いて定める業務等を除き、派遣先は、同一の業務について一年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととしております。

また、労働大臣は、この労働者派遣の期間の制限に違反している者に対し、指導助言をした場合において、なおそれに違反し、または違反するおそれがあるときは、勧告、公示をすることができることがあります。

第四に、派遣先は、一年を超える期間継続して労働者派遣を受けではなくることとしている業務に、継続して一年間労働者派遣を受けた場合において、引き続きその業務に従事させるため労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者

を雇い入れるよう努めなければならないこととしておりります。

第五に、派遣先は、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようするため、適切な就業環境の維持、診療所、給食施設等の利用に関する便宜の供与等、必要な措置を講ずるよう努めなければならぬこととしております。

第六に、派遣労働者の適正な就業条件の確保を図るために、派遣元事業主等のその業務上知り得た秘密の漏えいの禁止、労働大臣に対する申告を理由とした不利益取り扱いの禁止、労働者派遣事業適正運営協力員の委嘱等の措置を講ずることとしております。

なお、この法律は、平成十一年七月一日から施行することとしております。

次に、職業安定法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

ついで、その趣旨を御説明申し上げます。

近年における急速な産業構造の変化や国際化、労働者の就業意識の変化等の社会経済の構造変化に伴い、労働力需給に係るニーズは大きく変化しております。また、一昨年六月のILLO総会において、職業紹介事業を含む民間の労働力需給

調整事業に関する新たな国際基準として、これら事業の運営を認めること及びこれを利用する労働者を保護することを目的とする第百八十一号条約が採択されたところであります。

このような状況及び現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、労働者の雇用の安定を図っていくためには、労働力需給のミスマッチを解消し、失業期間の短縮が図られるよう、労働市場のルールの整備充実とその履行確保を図っていくことが重要であります。

このように観点に立って、中央職業安定審議会において、職業紹介事業等に関する法制度のあり方について検討が行われ、本年二月に、公共及び民間の各機関がその特性、活力等を生かし、労働力の需給調整を円滑的確に行えるようにするとともに、労働者の保護が十分に確保されるよう、職業安定法等の改正を行つ必要がある旨の建議をいただいたところであります。

政府といたしましては、この建議を踏まえ、本法律案を作成し、中央職業安定審議会の全会一致の答申をいただき、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、職業安定法の改正であります。

その一として、法律の目的の規定に、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみ、その適正な運営を確保すること等を追加することとしております。

その二として、公共職業安定所及び職業紹介事業者等は、事業目的の達成に必要な範囲内で、求職者等の個人情報を収集、保管、使用し、これを適正に管理するために必要な措置を講じなければならぬこととともに、賃金、労働時間といつた基本的労働条件等の明示は文書により行わなければならぬこととしております。

その三として、有料職業紹介事業について、港湾運送業務につく職業、建設業務につく職業、そ

の他命令で定める職業を除き、労働大臣の許可を受けてこれを行ふこととするとともに、許可の有効期間を、現行の一年を新規三年、更新五年に延長することとしております。また、

無料職業紹介事業の許可の有効期間を現行の三年を五年に延長することとしております。

その四として、通勤圏外からの直接募集に係る届け出を廃止するとともに、委託募集従事者に対する報償金に係る許可制を見直し、認可制とすることとしております。

その五として、公共職業安定所の業務として、求職者への情報提供、地方公共団体、労使団体等の協力による求人または求職の開拓、公共職業能力開発施設等との連携及び職業体験機会の付与等の措置の実施について、新たに規定を設けることとしております。

その他、職業安定機関と職業紹介事業者等の協力、有料職業紹介事業に係る手数料制度の改正、職業紹介責任者の選任義務、有料職業紹介事業者等の秘密を守る義務、求職者等からの労働大臣に対する申告制度、罰則の整備等、所要の整備を行うこととしております。

第二は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の改正であり、派遣元事業主による労働者の個人情報の取り扱いについて、職業安定法の改正内容に準じた規定を設けることとしております。

第三は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正であり、労働省令で定める区域に係る直接受募について、通勤圏内外を問わず届け出を要することとする等、所要の整備を行ふこととしております。

以上が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等

の一部を改正する法律案及び職業安定法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤伸五郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。中桐伸五君。

[中桐伸五君登壇]

○中桐伸五君 私は、民主党を代表して、ただいま説明のありました職業安定法改正案及び労働者派遣法改正案について、総理大臣及び労働大臣に質問いたします。

○中桐伸五君登壇

初めに、現下の厳しい雇用情勢についてお尋ねいたします。

二月の完全失業率は四・六%、完全失業者は三百十三万人を記録し、統計史上最悪の状態に陥っております。有効求人倍率は〇・四九倍、中高年層の求職者については、再就職がさらに厳しい状況となっております。政府が実施している場合当たり的な景気対策では、本格的な景気回復は望めず、ますます雇用が縮小していくことが予想されます。産業構造転換によって生じている雇用のミスマッチを解消する対策も不十分であります。政

府は、平成十一年度の完全失業率の見通しを四・三%程度と発表しておりますが、現状では、この水準を維持できるとは到底考えられません。

昨年十一月九日の政労使雇用対策会議において、政府は、労使による百万人雇用創出などの雇用対策の緊急要請について、政府施策として

これを反映させる必要性に合意をしておりま

す。しかし、政府が、三月五日の産業構造転換

を行ふこととしております。

以上が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及

び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等

り、ここ一両年のうちに期待される雇用創出効果は七十七万人であると発表いたしました。しかも、これは、産業連関指數をもとに計算した雇用創出期待値、つまり、これだけ雇用がふえてくれたらありがたいという数字にすぎません。その一方で、企業のリストラはますます進んでおりま

す。民主党は、福祉、環境、住宅、情報関連など社会的ニーズが高く、経済波及効果、雇用創出効果の大きい事業にこそ公共投資を行うことにより、確実に雇用を創出できると考えております。

さらに、民主党の起業家倍増プランの実施により、新規事業において十年間で四百万人の雇用創出を提唱しております。

政府として、責任を持って、百万人の雇用創出に取り組むべきだと考えておりますが、どのように実現していくのか、その具体策を総理にお伺いいたします。

政府として、責任を持って、百万人の雇用創出を実現していくためには、何をすればいいのか、その具体的な策を総理にお伺いいたします。

次に、今後の雇用のあり方についてお尋ねいたします。

産業構造の転換によるリストラや雇用形態の多様化、そして長引く不景気が相まって、雇用の流動化の名のもとに、雇用調整をしやすい臨時的一時的雇用の比率をふやそうとする動きがあります。短期的な視野で人的コストを削減しようとしています。

他方、産業構造改革や新規事業への移行に伴う労働移動、あるいは労働者がよりよい条件の職や自分の能力を発揮しやすい職を選択することによつて生じる労働移動は、我が国の産業、経済の活性化にとって非常に必要であると考えます。

こうして、企業内部労働市場における雇用調整だけではなく、外部労働市場を経由した労働移動がふえている状況の中でも問題なのは、労働移動において労働者が不利益をこうむらいための労

働市場の環境整備が不十分であり、雇用の不安定

化、労働条件の低下が生じていていることあります。

民主党は、労働市場の公正さを確保するルールや、労働移動に伴う労働者の不利益を防止するためのセーフティーネットの確立が必要であると考えております。

すなわち、汎用性のある職業能力評価制度の確立、地域や民間の活力を生かした求職、求人、職業訓練、就職を一貫して支援する制度の確立、転職や雇用形態の違いによって、社会保険、労働保険など社会保険制度上の不利益の解消、労働契約による徹底と個別紛争処理機関の整備、雇用のあらゆるステージにおける年齢、性別、障害の有無による差別の撤廃、仕事と家庭生活の両立支援制度の強化などが必要であると考えております。

労働市場の自由化は、こうした社会的インフラを整備してこそ適正に機能すると考えます。政府

は、職業紹介と労働者派遣事業の原則自由化の目的は労働力需給調整の円滑化であると説明しておりますが、社会的インフラが整備されていない状況では、労働力需給のミスマッチを根本的には解決できません。今後どのようなプログラムで労働市場の社会的インフラを整備していくのか、総理にお伺いいたします。

さて、職業安定法改正案及び労働者派遣法改正案について、具体的に伺ってまいります。

今回の派遣法改正は、昨年、ILO百八十一号

条約で、民間の労働力需給調整事業の運営と労働者保護に関する新たな国際基準が示されたことを踏まえ、臨時の、一時的な労働力の需給調整に関する対策としての労働者派遣事業制度の実施と、派遣労働者の適切な就業条件の確保を図ることを

目的にしているとの説明ございました。

しかし、中央職業安定審議会の答申に労働者代

表委員が反対し、意見を付している経緯もあり、政府法案はそれらの趣旨を満たすものではありません。派遣労働を臨時的、一時的な労働力として限定すること、派遣元及び派遣先の責任を明確にすること、派遣期間を一年に制限することなどの労働者保護措置が十分に整備されなければ、期待される労働需給機能は働きません。

まず、派遣労働の位置づけについて伺います。

今回の改正案により、労働者が派遣された職場では、現行の専門的業務二十六種と新たに解禁となる業務が混在することとなり、派遣期間の制限などについては別建ての規定が設けられることから、現場で混乱が生じることが予想されるとともに、常用雇用の代替防止措置の実効性が低くなることが懸念されます。

法案には、新たに解禁となる業務について、臨時的、一時的な労働力に限定するという規定はなく、派遣労働のコンセプトが欠如していると言わざるを得ません。派遣労働の位置づけについて、将来的には、臨時的、一時的な労働需要に対応するためのテンポラリーアーク型派遣として統一するべきであると考えますが、労働大臣の御所見を伺います。

次に、派遣労働者の派遣期間の制限について伺います。

派遣労働者の位置づけは、あくまで臨時的、一時的な労働力であって、常用労働者を恒常的に代替するものではありません。法案では、現行の二十六業務については契約の更新により最長三年ですが、新たな適用対象については一年に制限され

ております。しかし、派遣労働者が現行二十六業務と新たな対象業務の両方に従事することを排除しておらず、そうしたケースについて派遣期間をどのように制限するのか、明確ではありません。

また、同一業務について派遣期間を一年に制限するという規定の中でも、同一業務をどのように定義するかで、派遣期間の制限の実効性が弱くなると考えられます。派遣期間の定義について労働大臣に見解を求めます。

さらに、法案では、一年を超えて派遣労働者を使用する場合には、派遣先に派遣労働者を優先雇用する努力義務を課しておりますが、実効性が乏しいことが懸念されます。派遣期間が一年を超えた場合であって、派遣労働者が派遣先に雇用されることを希望する場合には、派遣先が派遣労働者を直接常用雇用労働者として雇用するよう、必要な措置を法律に盛り込むべきであると考えます。

また、同一業務について、派遣労働者の使用が終了してから新たに派遣労働者の使用を開始できまでの期間が定められておりませんが、最低三ヶ月間のクーリング期間を置くよう定めるべきであると考えます。労働大臣の所見を伺います。

次に、派遣労働契約の中途解約について伺います。

ことし三月に発表された東京都労働経済局の調査では、派遣先による派遣契約の中途解除を経験したことのある派遣元は五七・一%に上っております。

派遣労働者が派遣労働契約以外の仕事をす

ることで、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが定められておりますが、この実効性を強化するために、派遣労働契約の一方的な中途解約に対する保護措置として、指針に規定されている措置の抜本的強化を図り、派遣先の派遣元事業主に対する損害賠償責任を義務づけるとともに、さら

に、派遣元事業主が派遣労働者に対し雇用主としての責任を果たすよう、労働基準法等の規定の厳格な履行を確保すると考えます。労働大臣の見解を求めます。

次に、個人情報の保護について伺います。

ILO百八十一号条約第六条は、民間職業仲介事業所が個人情報を処理する際に、情報を保護し、プライバシーの尊重を確保するとともに、個人情報は、資格や職業経験に関する事項など、直接雇用に関連する事項に限定することを規定しております。

改正案では派遣元に秘密漏えい禁止の義務を課しておりますが、履歴書が派遣先の職場の人にはらまかれていたなどの苦情が出ており、個人情報の受け手である派遣先にも同様の義務を課し、実効性を上げるための制裁措置が必要であると考えます。職安法改正案についても、職業紹介所から個人情報を得た紹介先に秘密漏えいを禁止させる措置が必要であると考えますが、労働大臣のお考えを伺います。

次に、派遣先の職権乱用の防止策について伺います。

派遣労働者が採用されるに当たり、容姿などを理由に採用の差別を受けたり、派遣先でセクシアルハラスメントを受けても、派遣元に取り合つ

るよう、法定労働条件の履行確保に引き続き努め

てまいります。

次に、個人情報の保護について、派遣先や職業紹介先の事業主にも義務を課して、制裁措置を設けるべきではないかとのお尋ねであります。

今般の派遣法改正案及び職業安定法改正案における秘密漏えい禁止の義務は、ILO第百八十一号条約を踏まえまして、労働力の需給調整の事業を行う者を対象に規制を行うものであります。

労働者派遣事業における派遣先につきましては、条約の規制の対象外にあるとともに、今般の派遣法改正案におきましては、法律上は、派遣元事業主に秘密漏えいの禁止の義務が課されおりますから、派遣先には派遣労働者の秘密が伝わらないという仕組みになっておりますことから、派遣先に秘密漏えいの禁止の義務を課することは困難でありまして、現実的ではないと考えております。

また、職業紹介事業における紹介先については、以上のような事情に加えまして、職業紹介以外の方法で労働者を雇用する事業主との均衡を図るという観点からも、これに制裁措置を講ずることは困難かつ現実的ではないというふうに考えております。

次に、派遣先における事前面接、セクシユアルハラスメントについてのお尋ねでありますが、派遣先による事前面接については、それが労働者派遣事業の趣旨に反することありますので、これまで、業界団体等に対しまして、そのような行為を行わないよう要請しているところであります。そのような事案がある場合には、厳正な指導を行ってまいります。

（号外）報

派遣先におけるセクシユアルハラスメントにつ

きましては、現行法においても、派遣先の苦情処理に関する規定や、苦情の処理に関する事項等を

扱つ派遣先責任者の選任義務の規定を設けている

ところであります。また、今回の改正法案におきましては、派遣先は、派遣労働者の適切な就業環境の維持等の措置を講ずるよう努めなければならぬ旨を規定したところであります。さらに、派遣先が講すべき措置について労働大臣が定める指針におきまして、セクシユアルハラスメントの防止のために派遣先が講すべき措置を明記する」とを検討しているところであります。

最後に、派遣労働者の労働保険、社会保険への加入についてのお尋ねであります。派遣労働者に対する雇用保険等の適用のあり方につきましては、その短期雇用が繰り返されるという就業状態を踏まえまして、今後検討を行っていくべきものと考えております。

また、労働保険、社会保険の加入の促進につきましては、現在、派遣元事業主及び派遣先が講すべき措置に関する指針におきまして、派遣元事業主は労働・社会保険の適用手続を適切に進めることがとし、必要な指導を行ってきているところであります。

次に、派遣先における事前面接、セクシユアルハラスメントについてのお尋ねでありますが、派遣先による事前面接については、それが労働者派遣事業の趣旨に反することありますので、これまで、業界団体等に対しまして、そのような行為を行わないよう要請しているところであります。そのような事案がある場合には、厳正な指導を行ってまいります。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕
○副議長（渡部恒三君） 大森猛君。

党・中曾根内閣は、職安法では本来許されない労働者供給事業を容認する労働者派遣事業法を制定、施行し、職業安定法の一つの柱に大きな風穴

を開いたのであります。

そして今回、政府が提出した職安法改正案は、案に対して、総理並びに労働大臣に質問をいたします。

そもそも職業安定法は、一九四七年、新憲法のもとでの第一回国会で、国民の権利とされた憲法

第二十二条、職業選択の自由、二十五条、生存権の保障、二十七条の労働権保障を受けて制定されたものであります。

職安法制定の意義は、第一に、職業紹介における国責務を明らかにし、戦前の日本社会に広く存在していた前近代的な金もうけのための職業あせん業に対し、何人も有料の職業紹介を行つてはならないと、これをかたく禁止したことになります。すなわち、職業紹介の原則は、国の機関である公共職業安定所による無料の職業紹介であるとされたのであります。

第二に、職業安定法は、タコ部屋労働などの原因であった人貸し業についても、その第四十四条で労働者供給事業を禁止し、我が国社会に根強く存在していた中間搾取を否定したことであります。

この二つの事件にも見られるように、労働者の人権を無視したりストラが荒れ狂い、ちまたにはホームレスがあふれています。歴史的に見ても、こうした労働情勢の悪化のことで、いわゆる人入れ稼業、タコ部屋など、不法な事態が蔓延するのであります。

まさしく、本法制定以来、今ほどこの職業安定法の原則の徹底が求められているときはありません。今回の改悪は、こうした悪徳業者の隣梁はつこを許すものではありませんか。そうではないと言いかれますか。総理の明快な答弁を求めるものであります。（拍手）

労働大臣にお尋ねします。
十三年前に派遣業を公認して以来、正規に許可、認可を受けた派遣事業者以外には派遣は行われていないのか。派遣業法違反や職安法四十四

条、労働者供給事業違反で摘発された業者はどれくらいいるのですか。ほとんど摘発されないまま、野放しとなっているのが実情ではありませんか。

職安法の例外として制定された労働者派遣法の弊害は、今や明白であります。私が直接調査したある大手の自動車メーカーの現場に派遣された労働者からは、手取り十数万円、年休はなし、出勤日が少ないと食べる金もない、作業着が破れたらガムテープで補修、余りつらくて夜逃げをした仲間もいるなど、昔のタコ部屋を思わせる声まで上がっています。この工場では、正規社員はどんどん減らされ続け、雇用の不安定な派遣社員が、実際に工場全体の三分の一を占める状態にまでなっています。

弁護士などが行つた派遣労働一一〇番に寄せられている声は、契約期間が残っているのに、あすから来なくていいと言われ、解雇预告手当も支払われない、仕事の内容や働く場所が契約と違う、有給休暇もなく、雇用保険などの社会保険にも入れないというものです。

このような過酷で不法な実態は、五カ月前に労働省自身が発表した調査でも全く同様であります。契約期間中なのに突然解雇された、派遣元に社会保険への加入手続を依頼したら拒否された、有給休暇を請求したら、派遣労働者に有給休暇はないなどなど、これが実態なのであります。

労働大臣、このような苦情が一般の常用雇用労働者からも同じようにあるでしようか。ないのなら、派遣労働という形態が、どれだけ労働者を無権利、不安定な状態に置くか、そのことをまさに

これは示しているのではありませんか。答弁を求めるものであります。

労働大臣、政府の統計でも、派遣労働者の数は八十六万人にも達しています。政府案のように現在の二十六業務の制限をすべて取つ払えば、一体、派遣労働者は何百万人にまで広がると考えていいのですか。大手の派遣会社の経営者は、対象が雇用者総数の三分の二にまでも広がると公言しているのであります。今でさえ、無雇用状態の改善が進まないのに、爆發的にふえるであろう派遣労働者の権利は、どうして守れるというですか。明確にお答えください。

また、すべての業務に派遣労働を認めよというこのような要求は、一体、いつ、だれから、どんな団体から政府に出されたのですか。財界からの

の、低賃金労働者をつくり出すための規制緩和要求ではないのですか。それとも、労働団体から要望があったとでも言うのですか。はっきりとお答えください。

総理、国民の七割を占める労働者家庭の生活基盤が不安定雇用化されること、社会の安定が失われる事であります。二十一世紀の日本にとってもゆゆしきことであります。だからこそ、労働組合のナショナルセンターすべてが反対し、法曹界も、日弁連を初め反対の声を上げてあります。これらの声に謙虚に耳を傾けるべきではありませんか。それとも、財界にしかかず耳はないとも言つのですか。

政府、財界は、この法律によって、あたかも雇用機会が広がるかのように言います。しかし、それは全くの詭弁であります。経済協力開発機構、OECDの「政策フォーカス」、昨年十一月号で

は、雇用柔軟化について、雇用を拡大するといふ意欲は、どれだけ解雇しやすいいかにかかっていると述べています。財界の求めているのは、まさに、いつでも解雇できる状態ならば雇つてもよいというものではありませんか。

先月、東京都労働経済局が公表した、派遣労働に関する調査結果では、今回の改正案に対し、経営者の側からさえ、専門性があいまいになり、派遣労働者の質が低下する、二三・五%、不安定雇用層が広がり、社会的に好ましくない、二〇・八%と、厳しい意見が出されています。また、同労働経済局は、現行法で派遣労働者は基本的に専門職と位置づけられており、現在の利用のされ方は法の趣旨に反している、労働条件の保護策充実が義務だと述べています。これらの意見や分析をどうお考えですか。はっきりとお答えください。

労働省の調査でも、派遣労働の弊害が最も鋭くあらわれているのが登録型派遣であります。八五六年の法制定時にも、派遣元と派遣先が契約した期間だけ労働契約が結ばれるとする、登録型派遣の弊害が大きな問題となりました。そして、現在では、これが労働者派遣の典型となっております。

労働省の調査でも、派遣労働の弊害が最も鋭くあらわれているのが登録型派遣であります。八五六年の法制定時にも、派遣元と派遣先が契約した期間だけ労働契約が結ばれるとする、登録型派遣の弊害が大きな問題となりました。そして、現在では、これが労働者派遣の典型となっております。間接雇用に加え、短期雇用の弊害が集中してあらわれており、社会保険、雇用保険の不適用や、年休、育休、産休の取得の困難さ、交通費の不支給、有料講習と派遣紹介の不履行などなどが横行しているのであります。

登録型派遣、その実態は、労働者を登録させているだけの有料職業あつせん事業であります。今回改悪で、広範に有料職業あつせんが解禁されれば、その区別はつかず、その悪惡が全産業、全業務に波及することになります。隣の韓国やヨー

ロッパの多くの国でも、この登録型派遣事業は禁止されております。経過措置をとった上で、登録型については禁止をすべきであります。

労働大臣の見解を求めるものであります。

総理、派遣労働者の団結権の問題についてお尋ねします。

ロッパの多くの国でも、この登録型派遣事業は禁止されております。経過措置をとった上で、登録型については禁止をすべきであります。

労働大臣の見解を求めるものであります。

政府は、本法案の提出理由に、ILO百八十一号条約、民間職業仲介事業所に関する条約を批准するためとの大義名分を掲げています。しかし、この百八十一号条約が各國政府に求めたものは何だったのか。派遣事業や有料職業紹介事業から、いかにして労働者を例外なく保護するかであります。

した。それは、同条約を補完する百八十八号勧告において、民間職業紹介事業所による非倫理的な行為の防止、排除が、制裁を含め盛り込まれたことなどでも一層明確であります。

だからこそ、我が国の使用者代表は、ILOにおいて、同勧告には棄權の票を投じたのであります。そこで、同勧告には棄權の票を投じたのであります。それをあたかも規制緩和の義務づけであるかのように一方的に解釈し、強引に押しつけることは、到底許せません。百八十一号条約は、有料職業紹介事業所の解禁を義務づけたものなのです。それをあたかも規制緩和の義務づけであるか。なぜ、条約及び勧告に示された労働者保護措置の完全履行を行わないのですか。労働大臣の明

確な答弁を求めます。

總理、結局本法案は、大企業が、安上がりで、いつでも雇用調整できる労働者を、一層大量につくり出すための法改悪であり、日本共産党は、このような改悪案は断じて認めるとはできません。本法案の撤回を強く求めるものであります。今労働行政に求められているのは、職安法の原則に立ち、派遣労働者保護を徹底する法改正であります。日本共産党は、この立場から、昨日、政府改正案に対する対案を提出いたしました。

○内閣總理大臣(小渕恵三君) 大森猛議員にお答え申し上げます。

まず、職業安定法の基本原則に関するお尋ねであります。現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、ミスマッチを解消し、雇用の安定を図るために、公共とあわせ民間の活力や創意を生かしていくことが重要でありまして、港湾運送業務について職業等を除き、有料職業紹介事業の運営を認めることができます。

(号外)

の代替が進まないようになる。五、一般的の労働者に保障されている権利を派遣労働者にも保障するため、派遣先労働者との均等待遇、団結権を保障する援助措置、違法派遣の厳正な取り締まりなど、派遣労働者の権利保護を抜本的に拡充するなどであります。

こうした方向こそが、今日、派遣労働にかかわる世界の流れであり、その立法化は、国際ルールを守り、労働者と世界の信頼を取り戻し、働く意欲をつくり出すものであり、すべての労働者の幸福感と支持を得るものだと確信をするものであります。

私は、この対案の成立に向け、全力を尽くすことを表明し、質問を終わるものであります。

〔內閣總理大臣小渕恵三君登壇〕

まず、労働者派遣法及び職業安定法違反について

國務大臣甘利明君登壇

現在、二十六業務に限定をされている対象業務

あります。労働組合法により派遣労働者も労働者として団結権を保障されており、また、労働条件を決定する立場にある派遣元事業主が、使用者として団体交渉に応じる責任を負っていることから、労働者派遣法制定時より、派遣労働者の団結権は保障されております。

保するため、指針の関係事業主への徹底を図ることともに、改正法案では、違反事案に係る申告制度の創設等、労働者保護措置の拡充を図ることとしているところであります。これらの措置により、派遣労働者の保護に万全を期してまいりたいと考えております。

防止するため、労働者派遣の厳格な期間制限を設けるとともに、労働者保護措置の充実を図るものでありまして、不安定雇用の増大や労働者保護の面での弊害が生じないよう措置をしておるところであります。

業条件の明示に関するもののが比較的多く見られたところであります。このうち、適用対象業務以外の業務の派遣に関するもの、労働者派遣契約中途解除を含む解雇に関するものにつきましては、派遣労働者特有のものと考えられます。

弊害防止の観点から、引き続き原則禁止とする」といたしております。

東京都が実施した調査への対応についてお尋ねでありましたが、今回の改正法案は、派遣労働者派遣等を十分踏まえ、専用雇用労働者の代替と共職業安定所に派遣労働者等から寄せられた苦情りますが、派遣一一〇番の相談内容や、全国の公相談の状況を見ますと、適用対象業務以外の業務の派遣に関するもの、労働者派遣契約の中途解除を含む派遣に關するもつ、賃金に關するもつ、就

○内閣總理大臣(小淵恵三君) 大森猛議員にお答え申し上げます。

まず、職業安定法の基本原則に関するお尋ねであります。現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、ミスマッチを解消し、雇用の安定を図るために、公共とあわせ民間の活力や創意を生かしていくことが重要でありまして、港湾運送業務につく職業等を除き、有料職業紹介事業の運営を認めることが適切と考えております。

このお尋ねであります。労働者派遣法違反に係る検察庁新規受理人員、こう呼ぶのだそうですが、平成五年に三百人と過去最高であったいますが、平成九年には再び増加に転じ、百二十人となっております。また、職業安定法違反についてでは、第四十四条以外の違反も含む違反事案全体に係る検察庁新規受理人員は、おおむね二百六人台で推移をしており、平成九年は二百九件となりしております。

止する法律案外一案の 八

度増加するものと考えております。

派遣労働者の権利を保護するため、就業条件の明示、派遣元責任者、派遣先責任者の選任等の現行の措置に加えまして、改正法案では、派遣期間を超えた場合の派遣先の雇用の努力義務、派遣労働者による労働大臣への申告制度、派遣労働者の個人情報の保護等を新たに設けることとしておりました。

ります。今回の改正法案を成立させていただければ、これらの措置を厳正に運用していくことによりまして、派遣労働者の保護に十分な実効性が上がるものと考えております。

平成九年三月から五月にかけて行われました今回の労働者派遣事業制度の見直しに係る中央職業安定審議会におけるヒアリング等におきまして、派遣元事業主の団体、経営者団体から、適用対象業務の拡大についての要望が出されております。

具体的に申し上げますと、日本経営者団体連盟、
経済団体連合会等の経営者団体、そして日本人材
派遣協会等の派遣元事業主団体から要望が出され
たところでござります。

仮に登録型の労働者派遣事業を認めないこととしますと、自分の希望する職場や日時等に合わせて働きたいとする労働者や、派遣元に常時雇用されることを望まない労働者等の多様な就業ニーズにこたえることができなくなるなど、厳しい雇用失業情勢のもとでかえって就業の機会を狭めるこ

官 報 (号 外)

となり、適当ではないと思つております。

となり、適當ではないと思っております。
最後に、I.L.O.第百八十一号条約の趣旨及び同
条約等の労働者保護措置の完全履行についてのお同
尋ねであります。

I-L-O 第百八十一号条約につきましては、民間労働力需給調整事業について、その事業の運営を認める」と、及びこれを利用する労働者を保護することを目的とする条約であります。今国会に締結承認案件として提出をさせていただいておりますが、本日議題とされている両法案は、同条約の規定を実施する上で必要となるところであります。両法案が成立をしますと、同条約に定める労働者保護措置は、すべて履行されることになります。

第一百八十八号勧告につきましては、加盟国に法的義務を課すものではございません。

以上です。(拍手)

○濱田健一君（渡部恒三君） 濱田健一君（君登壇）
○副議長（濱田健一君） 濱田健一君
○濱田健一君 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました職業安定法の一部を改正する法律案に対し、小渕総理並びに一部を改正する法律案に対し、小渕総理並びに甘利労働大臣にお尋ねいたします。
職業安定法の一部を改正する法律案は、批准を予定している一九八一年八月八十一号条約の内容を踏まえつつ、公的職業紹介機関と民間の職業紹介事業等について、労働力需給調整機能の強化と求職者の利益保護を図る観点から、必要な整備を行うこととしております。底割れ懸念される現在の雇用失業情勢を好転させるためにも、文字どおりこの

目的を追求できるのなら問題はありません。しかししながら、求職者の利益保護の面で十分なものになっているのか、心配が残るもの事実でござい

ます。

同条約は、その規定の枠組みにおいて、民間職業紹介事業所の運営を認め、そのサービスを利用する労働者を保護することにあると明確にうたっています。つまりは、民間と公的職業紹介の共存を前提に、派遣事業や多様な民間雇用サービスに適切な規制を加えて弊害を除去し、新たな状況に対応した労働者保護を定めることこそ、力点が置かれていると言えます。

個人情報の保護については、罰則規定を含め、格段の前進が図られたものと評価するものです。が、差別的待遇の禁止などに關し、どのように実効性が確保されているのか、甘利労働大臣にお伺いいたします。

次に、労働者派遣法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

直近のデータになる一月の完全失業率は四・六%となり、過去最悪の水準を更新したばかりではなく、完全失業者数も初めて三百万人を超えるなど、雇用情勢の厳しさが一段と鮮明になってきました。公共事業の追加や公的資金による貸し済り対策等で、辛うじて支えられているとも言える現状の景気においてすら、この深刻さです。

十三日に発表された四年制大学生の就職内定率も、これまた初めて九割を下回りました。このまでは、経済対策の恩切れと運行性を持つ雇用情勢の一層の悪化が、最悪のタイミングでぶつかり合う事態すら想定しておかなくてはならない正念場を、我が国は迎えようとしていると言わざるを

得ません。このような雇用情勢の推移を展望するならば、派遣法の見直しを今強行することが果たして時宜を得ているのか、私自身は疑問を覚えざるを得ないであります。

政府は、有料職業紹介や派遣労働の自由化によって、新たに六十万人程度の雇用創出効果が生まれると見込んでいるとも聞くところです。しかし、自由化による副作用も冷静に推しはかつた上での数字となっているかどうか。以下の諸点も踏まえて、小渕総理にお伺いしたいと存じます。

第一に、派遣労働の自由化は正規雇用に取つてかわるものではないと、幾ら労働省が強調したところで、未曾有の長期不況下、企業の経営状態の深刻化の度合いに正比例する形で、正社員のリスク誘因として働きかねないという問題です。とりわけ、デフレ経済の進行を伴う不況下において

ばならないと思料するところですが、本見直しが時宜を得ているかも含めて、小瀬総理の明快な答弁をお願いいたします。

以下、甘利労働大臣にお尋ねいたします。

日本経済の発展の支えとなってきた終身雇用制度等に代表される日本の雇用慣行を、どのように位置づけ、評価した上で派遣労働の自由化となっているのか、まず明らかにしていただきたいと思います。また、このような我が国固有の雇用慣行を評価し、堅持する立場をとるならば、見直しに当たっては、九六年改正の労働者保護ルールの検証も含めて、諸外国にまさる、より厳格な法規制こそが要請されているとも考えざるを得ないのですが、御見解をお示しください。

産業界等の規制緩和の大合唱の前に自由化を急ぎ過ぎた政府原案のままでは、肝心の労働者保護がなおざりにされ、使い勝手のいい労働力を確保したいという、企業のいいとこ取りに終わってしまうと、強く警鐘を鳴らさざるを得ないのであります。派遣法は、派遣事業のあり方のみを定めているのではありません。派遣で働く人々の雇用と労働条件を保障して、人間としての尊厳を守るためにの法律でもあります。

今回の見直しが期待する労働力の流動化が、労働力需給のミスマッチを解消するための重要な要素の一つとなることは、私も否定するものではありません。しかし、一方で労働市場は、物や金の市場とは全く違う性格を持つものであることも、明確に意識する必要があります。

労働力という商品は、人間の肉体と不可分であり、その肉体的、精神的諸能力の総体です。人間は二十四時間単位で生活している生き物ですから

ら、その生活の範囲でしか労働の提供は行えません。また、労働力は継続的に売られる必要があります。例えば、職場の安全管理が悪くてけがをするれば、労働力商品の価値が失われます。したがって、労働者が、労働条件、職場の安全や衛生管理などについて発言するのは当然の権利となります。

(号外)

さきに触れたILO百八一号条約が求めてい る、求職者や派遣労働者の利益保護は、このよう な考えに立脚するものであることは論をまちませ ん。今回見直しが、この世界標準に合致する内 容になっているのか、残念ながら私は、心もとな さを禁じ得ないのであります。

派遣労働の自由化とは、市場原理にゆだねるこ と、つまりは、仕事の仕方も労働条件も、自己責任 あるいは労使の自主的話し合いに任せることによ 点に、実質的な意味があります。ここで求められ る自己責任とは、社会や職場にあるさまざまな矛 盾までを、みずからが引き取ることにはかなり ません。

ところが、悲しいかな、派遣労働に係るトラブルを見ても、日本の企業は、その行儀の悪さを厳しく指摘されても仕方のないような実態レベルに ある例も散見できます。例えば、特定業務派遣と いう法律の規制や契約を無視して、自社社員のよ うに契約外の仕事を強いる違法行為が横行してき たのは、周知の事実であります。

このような違法実態の改善が、新たに採用され る申告制度や、申告を行った者に対する不利益取 り扱いの禁止等によって、どの程度図られると思 えなのか、お答えください。

さきに触れたILO百八一号条約が求めてい る、求職者や派遣労働者の利益保護は、このよう な考えに立脚するものであることは論をまちませ ん。今回見直しが、この世界標準に合致する内 容になっているのか、残念ながら私は、心もとな さを禁じ得ないのであります。

労働省は、フランスやドイツのように、期間制 限を超えた場合の派遣先の雇い入れの義務化を行 わなくとも、同等の効力を有すると強調しておら れます。その言に偽りなきを期すならば、なおの こと、労働側が求めていた派遣先の雇い入れの義 務化を、法律上明記した方がすっきりするのでは ないでしょうか。また、企業側の論理としても、 そこまで囲い込みたいほどの有能な派遣スタッフ ならば、常識的には正社員として採用したいとい う意欲が強まるの方が自然です。

このような企業の行動原理を踏まえるならば、 企業側が雇い入れの義務化に抵抗する論拠は、極 めて薄いものになるのではないでしょうか。なぜ、義務化ではなく努力規定にとどめざるを得ないのか、その説得的な理由をお聞かせください。

プライバシー保護は、派遣労働者の権利擁護の 根幹をなすと言えます。労働省においても異論の ないところだと思われますが、そうであるからこそ、環境整備の充実にとどまらない罰則規定が求 められているのではないかでしょう。しかし、一 方で、他の労働法制との均衡上、個別法としての 対応には無理があるという労働省の判断も、私 自身は尊重したいと思っています。

最大の問題は、新たな派遣は一年を限度とする が、これを超えて雇用を継続しようとする場合の 派遣先の雇用責任がはつきりしないことであります。見直し案では、正社員として雇うようにとい う努力義務にとどまっています。その上で、履行 を怠ったケースにおいては、雇い入れ勧告及び企 業名の公表という措置を講じることになっています。

日本経済発展の礎ともなってきた終身雇用制等 のなし崩しにつながりかねない危険性も含めて、 ことほどさように多くの課題を包含する派遣法の 見直しです。いやそもそも、日程優先の拙速審議は 厳に慎まなければなりません。

ただ、それゆえにこそ、労働省が率先して包括 的個人情報保護法の早期成立に取り組むべき責務 を負うことになると想えますが、制定に向けた労 働省の不退転の決意を明らかにしていただきたい と存じます。

ただ、それゆえにこそ、労働省が率先して包括 的個人情報保護法の早期成立に取り組むべき責務 を負うことになると想えますが、制定に向けた労 働省の不退転の決意を明らかにしていただきたい と存じます。

この法案は、労使の多様なニーズに対応した適切 な就業機会の拡大に資するものと考えております。何とぞ、御審議の上、速やかに成立させてい ただきたいと考えております。

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○國務大臣(甘利明君) 濱田先生の御質問にお答 えをいたします。

〔内閣総理大臣小淵恵三君登壇〕

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 濱田健一議員にお 答え申し上げます。

今回の派遣法改正は、時宜を得たものと考える かとのお尋ねがありました。

本改正は、常用雇用労働者の代替等の弊害を防 止するための措置を講じつつ、臨時の、一時的な 労働力需給の的確、迅速な結合を促進しようとす るものでありまして、職業安定法改正とともに、 現下の厳しい雇用失業情勢のもとで、労使双方の 多様なニーズに対応し、適切な就業機会の拡大に 資するものと考えております。

次に、法案は徹底審議を尽くすべきとの御指摘 であります。私がこの議論を尽くすべきとの御指 握ですが、我が国の雇用慣行は、一般的には長期雇 用や年功賃金を特徴とするものと言われております が、これを超えて雇用を継続しようとする場合の 派遣先の雇用責任がはつきりしないことであります。見直し案では、正社員として雇うようにとい う努力義務にとどまっています。その上で、履行 を怠ったケースにおいては、雇い入れ勧告及び企 業名の公表という措置を講じることになっています。

官 報 (号 外)

して、長期的な観点からの能力開発を可能にするなど、企業の発展と労働者の雇用の安定に寄与してきたものと認識をしております。一方で、最近は、高齢化の進展、あるいは産業構造や労働者の就業意識の変化等の経済社会の変化の中で、能力、業績主義的な賃金制度が導入されるなど、変化の動きも見られるところであります。

今後につきましては、長期雇用のメリットを生かしつつ、産業構造等が変化する中で、活力ある経済社会を維持する観点から、どのような雇用システムが望ましいか、労使間の十分な話し合いでの決定されることが重要ではないかと考えております。

こうした観点から、今回の改正法案は、長期雇用慣行などの雇用慣行を損なうことのないよう、労働者派遣の期間を原則一年に制限しまして、専用雇用労働者の派遣労働者への代替を防止するための措置を講じつつ、労使の多様なニーズに対応しました、臨時の、一時的な労働力需給の的確、迅速な結合を促進するための労働者派遣事業を行えるようになります。

次に、労働者派遣事業制度の見直しについてですが、厳格な法規制を行うべきとのお尋ねであります。

今回の見直しに当たりましては、前回改正によります適切な苦情処理のための措置や、不適正な労働者派遣の受け入れを是正するための措置等の労働者保護措置を一層充実させるために、違法事例取り扱いの禁止や、派遣先での適切な就業環境の維持への申告制度、及び申告を理由とする不利益取扱いの禁止等、派遣労働者による労働者派遣の申告義務化等の措置を設けます。

持等の措置の実施に関する規定を新たに設けております。

さらに、今回の改正法案におきましては、労働者派遣の期間を原則一年に制限するなど、常用雇用労働者の派遣労働者への代替を防止するための厳格な措置を講じておるところであります。この改正は、長期雇用慣行などの雇用慣行を損なうものではないというふうに考えております。

次に、労働者派遣事業の改善についてのお尋ねであります。

今回の改正法案におきましては、違法事案があつた場合における派遣労働者による労働大臣への申告制度、及び申告を理由とする不利益取り扱いの禁止に関する規定を新たに設けております。

派遣労働者から違法行為についての申告がなされた場合には、事實関係について調査を行いまして、必要に応じて是正指導を行います。悪質な法違反に対しましては、改善命令、事業停止命令、許可の取り消し等を含めた厳正な対処をしてまいりたいと考えております。このような措置によりまして、労働者派遣事業の適正な運営と、派遣労働者の保護が十分に図られるものと考えております。

次に、派遣期間の制限を超えた場合の派遣労働者の雇い入れについてのお尋ねであります。

この努力義務の規定は、企業の労働者採用の権限と派遣労働者の雇用の安定との調整の観点から設けたものであります。その運用に当たっては、派遣先の事業者に対する指導に努めることによりまして、派遣労働者の雇用の安定に効果が上

がるようにしたいと考えております。
最後に、派遣労働者のプライバシー保護に関するお尋ねであります。
今回の改正法案におきましては、ILO第百八十一号条約の規定を踏まえまして、個人情報の保護に関する規定の整備を行つてあるところであります。が、御質問のような、一般の企業の雇用労働者を含めた包括的な個人情報の保護の方につきましては、社会的なコンセンサスを得る必要もありまして、労使等の関係者の御意見をお聞きしながら、慎重に検討することが必要であるというふうに考えております。
以上でございます。(拍手)
○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。
午後二時三十八分散会

出席国務大臣
内閣総理大臣 小渕 恵三君
農林水産大臣 中川 昭一君
労働大臣 甘利 明君

出席政府委員
労働省職業安定局長 渡邊 信君

(通知書受領)
一、昨十四日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律
(報告書受領)
一、去る十三日、小渕内閣總理大臣から伊藤議長あて、次の報告書を受領した。
内閣自第二六号
平成十一年四月十三日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
衆議院東京都第二区選出議員補欠選舉における当選人について
平成十一年四月十一日執行の衆議院東京都第二区選出議員補欠選舉における当選人について、別紙のとおり自治大臣から報告があったので、公職選舉法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)
選 举 期 日 平成十一年四月十一日
当 選 年 月 日 平成十一年四月十二日
当 選 告 示 年 月 日 平成十一年四月十三日
当選証書付与年月日 平成十一年四月十三日
全候補者の得票総数 一八九、二〇五票
法定 得 票 数 三一、五三四・一六六票
当 選 人 中山 義活
得 票 数 一三四、二六五票

がるようにならうと考へております

○新編の新古今

して、長期的な観点からの能力開発を可能にするなど、企業の発展と労働者の雇用の安定に寄与してきたものと認識しております。一方で、最近は、高齢化の進展、あるいは産業構造や労働市場の

持等の措置の実施に関する規定を新たに設けております。

がるようにしたいと考えております。
最後に、派遣労働者のプライバシー保護に関するお尋ねであります。

○議長の報告

住 所 東京都台東区浅草一丁目

一番七号

職 業 団体役員

届出政党等の名称 民主党

生 年 月 日 昭和二十年二月十三日

一、去る十三日、小渕内閣総理大臣から伊藤議長

あて、次の報告書を受領した。

内閣自第十七号

平成十一年四月十三日

内閣總理大臣 小渕 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院東京都第十五区選出議員補欠選舉

における当選人について

平成十一年四月十一日執行の衆議院東京都第十五区選出議員補欠選舉における当選人について、別紙のとおり自治大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第一項の規定により報告する。

(政府委員任命)

一、昨十四日、小渕内閣総理大臣から伊藤議長あて、十四日議長において承認した文田久雄を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨十四日、小渕内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(公雪等調整委員会委員長)川寄義徳の第百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(当選証書対照)

一、東京都第二区における補欠選舉の結果当選した議員中山義活君、東京都第十五区における補欠選舉の結果当選した議員木村勉君及び静岡県谷立君に対し、去る十三日当選証書の対照を終わった。

(議席指定)

一、去る十三日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

職 業 会社役員
得 票 数 八九、六〇五票
住 所 東京都江東区亀戸五丁目
二番二号

四七六 塩谷 立君
四五四 木村 勉君
一三〇 中山 義活君
木部 佳昭君
塩谷 立君
宮腰 光寛君
実川 幸夫君
幸夫君

届出政党等の名称 自由民主党

生 年 月 日 昭和十四年八月十五日

(政府委員承認)

一、昨十四日、伊藤議長は、小渕内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

公害等調整委員会 文田 久雄

委員長職務代理 文田 久雄

辞任 加藤 紘一君

補欠 小林 多門君

枝野 幸男君

北村 哲男君

小林 多門君

枝野 幸男君

水野 賢一君

高木 義明君

長内 順一君

江崎 鐵磨君

宮腰 光寛君

佐々木洋平君

福田 康夫君

実川 幸夫君

戸井田 徹君

木村 太郎君

佐々木洋平君

水野 賢一君

高木 義明君

河上 草雄君

長内 順一君

江崎 鐵磨君

小野寺五典君

塩谷 立君

木部 佳昭君

鉢呂 吉雄君

木村 太郎君

漆原 良夫君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 加藤 紘一君

補欠 小林 多門君

枝野 幸男君

北村 哲男君

小林 多門君

枝野 幸男君

水野 賢一君

高木 義明君

長内 順一君

江崎 鐵磨君

宮腰 光寛君

佐々木洋平君

福田 康夫君

実川 幸夫君

戸井田 徹君

木村 太郎君

佐々木洋平君

水野 賢一君

高木 義明君

河上 草雄君

長内 順一君

江崎 鐵磨君

小野寺五典君

塩谷 立君

木部 佳昭君

佐々木洋平君

水野 賢一君

高木 義明君

河上 草雄君

長内 順一君

江崎 鐵磨君

小野寺五典君

(常任委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員 辞任 岩永 峰一君

補欠 望月 義夫君

農林水産委員 辞任 小林 多門君

補欠 岩永 峰一君

農林水産委員 辞任 小林 多門君

農林水産委員 辞任 岩永 峰一君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員 辞任 橋 康太郎君

補欠 竹本 直一君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

労働委員 辞任 佐藤 勉君

補欠 吉川 貴盛君

労働委員 辞任 佐藤 勉君

補欠 渡辺 博道君

労働委員 辞任 佐藤 勉君

補欠 大石 秀政君

労働委員 辞任 泰文君

補欠 宮腰 光寛君

労働委員 辞任 木部 佳昭君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 小野寺五典君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 岩永 峰一君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 中野 正志君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 吉田六左エ門君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 中野 正志君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 吉田六左エ門君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 中野 正志君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 吉田六左エ門君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 中野 正志君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 吉田六左エ門君

補欠 望月 義夫君

労働委員 辞任 中野 正志君

補欠 望月 義夫君

官 報 (号 外)

河上	粟雄君	漆原 良夫君
岩浅	嘉仁君	佐々木洋平君
吉川	貴盛君	岸田 文雄君
渡辺	博道君	菅 義偉君
塗原	良夫君	樹屋 敬悟君
菅	義偉君	菅 義偉君
桧田	仁君	桧田 仁君
大石	秀政君	井 奥 貞雄君
岸田	文雄君	大村 秀章君
戸井田	徹君	河上 粟雄君
舛屋	敬悟君	岩浅 嘉仁君
佐々木洋平君		
(特別委員辞任及び補欠選任)		
、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
日本防衛協力のための指針に関する特別委員		
辞任		
相沢 英之君	栗原 裕康君	
大島 理森君	田中眞紀子君	
近藤 昭一君	玄葉光一郎君	
鉢呂 吉雄君	土肥 隆一君	
栗原 栄康君	相沢 英之君	
田中眞紀子君	大島 理森君	
玄葉光一郎君	近藤 昭一君	
土肥 隆一君	鉢呂 吉雄君	
(公聴会開会承認)		
、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との日米防衛協力のための指針に関する特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。		
公聴会を開こうとする議案		

(特別委員会の補欠選任)
一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会長から提出した次の公聴会開会承認要求に対する議長は去る十三日これを承認した。

間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会、内閣提出)

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

自衛隊法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題

日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会、内閣提出)、周辺事態に際して我が国とその平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)について

(第百四十二回国会、内閣提出)右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成十一年四月十三日

日米防衛協力のための指
針に関する特別委員長 山崎 拓

(議案提出)
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
おりである。

一、去る十三日、議員から提出した議案は次のと
おりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)
行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案(松本善明君外一名提出)
審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案(松本善明君外一名提出)
一、昨十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(大森猛君外一名提出)
(議案受領)
一、昨十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
標準の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件
電波法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
日本政策投資銀行法案(内閣提出第三三号)
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
以上一件 大蔵委員会 付託
鉄道事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)
道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出

海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四五号)

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

以上四件 運輸委員会 付託

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案(内閣提出第九三号)

以上三件 通信委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

任意後見契約に関する法律案(内閣提出第八四号)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八五号)

後見登記等に関する法律案(内閣提出第八六号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(參議院送付)

以上三件 法務委員会 付託

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成八年度一般会計予算費使用総調書及び各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百四十九回国会内閣提出、本院継続審査)

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書

(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書

(その1)(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書

(その1)(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書

(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書

(その2)(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)

善明君外一名提出)

行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

（質問書提出）

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

身内に甘い法務・検察の調査に関する質問主意書(保坂展人君提出)

（答弁書受領）

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問に対する答弁書

（その2）(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問に対する答弁書

（その2）(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出外国人登録証常時携帯義務と国連規約人権委員会の勧告の重みに関する質問に対する答弁書

（質問 第一五号）

平成十一年三月五日提出

魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問主意書 提出者 辻元 清美

行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案(松本善明君外一名提出)

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

（質問書提出）

一、昨十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

（質問書提出）

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

身内に甘い法務・検察の調査に関する質問主意書(保坂展人君提出)

（答弁書受領）

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問に対する答弁書

（その2）(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問に対する答弁書

（その2）(承諾を求めるの件)(第百四十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出外国人登録証常時携帯義務と国連規約人権委員会の勧告の重みに関する質問に対する答弁書

（質問 第一五号）

平成十一年三月五日提出

魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問主意書 提出者 辻元 清美

三 一九九八年三月二十四日付で熊本県議会から橋本龍太郎内閣総理大臣宛「魚類養殖に用いるホルマリンの使用禁止に関する意見書」が提出された。その中で養殖魚に使用されるホルマリンの全面禁止に向けた法的制度の整備の必要性とそのための調査研究の早急な取り組みが要望されているが、それに対して国は具体的にどのような対応を行ってきたか、正確かつ詳細に答えられたい。

魚類養殖のホルマリン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問主意書

ヒラメ・トラフグなどの魚類養殖において、大

量のホルマリンが通達に違反して不法に使用され、かつそのまま海洋に垂れ流されている事態について即時禁止する措置を講ずることを求めて質問する。次の事項に明確かつ詳細に答えられたい。

一 水産庁は一九八一年以降、魚類養殖においてホルマリン等を使用しないよう教訓にわたり通達を出している。一九九七年二月に出された通達では成魚に対する全面使用禁止の文言を盛り込んだにもかかわらず、依然として魚類養殖現場での使用が盛んに続いている。

これまでどおりの法的拘束力のない指導・通達では実効が挙がらないのは明白であり、罰則をともなうより強い規制が必要と思われるが、今後魚類養殖におけるホルマリン等の不法使用に対して政府はどのような措置を講ずる所存か、具体的に答えられたい。

二 同通達の中で成魚に対してはホルマリン等を全面的に使用禁止としているが稚魚と成魚の境界をどこに引くのか。また、魚卵や稚魚に対する使用は認めるのか。同じく、同通達の中でもやむを得ず水産用医薬品以外の物を使用する場合には、環境の汚染が生じないように、薬剤として使用した物を吸着し、または中和するための措置を講ずること、となるが、ホルマリンの場合どのような手順で行うべきか具体的の方法を示されたい。

四 私が一九九六年一二月二六日に提出した「ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問」に対して、一九九七年一月二十四日付答弁書の中で国は、「とらふぐの寄生虫駆除のために散布するホルマリンを含有する海水は有用」としているが、駆除作業後のホルマリン含有海水は廃棄物とみなすか否か。

五 同答弁書において、トラフグの寄生虫駆除の実態として、(ア)船内水槽にて行い、使用後の海水を船内水槽の洗浄海水とあわせて陸揚げする方法と、(イ)ホルマリン含有海水を船舶から筏に散布し、その後、ホルムアルデヒドを気化させるため、使用後の海水を一定期間筏に留め置いた後に海洋に流出させる方法の二通りがあるとしている。この場合、一定期間とは具体的にどの程度の長さを示すか、また、ホルムアルデヒド気化の確認・濃度の測定はどういうにして行われているか。

六 前項の答弁とはうらはらに魚類養殖現場では、ホルマリン薬浴後そのまますぐに薬浴液を無処理で放流する方法が日常的に行われている。このような行為は廃棄物の処理及び清掃に

に関する法律、ならびに海洋汚染防止法等に違反しているが、どのように措置すべきと考えるか、具体的に答えてください。

七 一九九六年夏頃から発生しているアコヤガイの大量への死原因について、水産庁は病原体を特定しないまま、感染症との見解を示し、魚類養殖で大量に使用されるホルマリンの直接的な関与としては否定的である、との発表を行った。アコヤガイ大量への死に対するホルマリンの間接的な関与、例えば免疫毒性・易感染作用ならびに被害を拡大させた要因などについての調査・研究はしているか。また、関与の可能性についての見解を問う。

八 水産庁は「平成九年度アコヤガイ大量への死原因究明に関する水産庁研究所研究成果報告書」(一九九八年三月)の中で海域における海水

中ホルマリン濃度のモニタリング調査の中間報告を行っている。その中で示されているA県、

B県、C県とは具体的にどの都道府県を指すか。また、それぞれの県においてSt₁、St₂、St₃、St_A、St_B、St_C、St_D、St_Eで示されている採水ポイントは具体的にどこを指すか明らかにされたい。また、その後の調査結果を、県名、採水ポイントとともに明らかにされたい。

九 水産庁は同報告書にて、環境水中でのホルマ

リンの懲留・拡散に関する検討を行っているが、繰り返し大量放出された場合、他の有害化

学物質への転化などの挙動についての調査・研

究は行っているか。行っている場合はその結果を問う。調査・研究が行われていないならば、

ある種の化学物質が環境中に放出され、化学的に変性する可能性を考慮し、そのような調査・研究をすべきであると思われるが、いかがか。

十 同じく、同報告書の中でアコヤガイ軟体部中におけるホルマリンの含有量について、ホルムアルデヒドに暴露しないアコヤガイにはホルムアルデヒドを含有しないか、あっても極めて微量である、としているが、ここ数年中に行われた化学分析で何度も検出された養殖アコヤガイ

(アコヤガイは死個体ではなく、生存個体を急速冷凍して検査依頼したもの)のホルムアルデヒドの由来について答えられた。

十一 一九九八年二月四日付、環境庁水質保全局長名による「ホルマリンによる環境汚染の防止

対策について」と題する各都道府県知事宛の通

達にて指示されたホルマリンによる公共用水域

の汚染の状況等についての調査報告結果を明ら

かにされたい。

十二 かつて、水産庁がトラフグ養殖マニュアル

作成のために試験養殖を委託した鹿児島県水産

試験場の元職員が魚病図鑑にトラフグの魚病に

対するホルマリン薬浴の有効性について記載

し、水産庁の外郭団体である日本水産資源保護

協会発行の魚類防疫技術書シリーズにもヒラメ

の魚病対策としてホルマリン薬浴の有効性の記

述が見られる。また、魚類養殖業者は県職員を

通じてヒラメやトラフグのホルマリン薬浴を習

得したという。水産庁は各県を通じて養殖魚の

寄生虫駆除など歩留を上げるためにホルマリン

薬浴の教唆・指導を行ったことがあるか。指導

があったとすれば、いつ頃、どのような内容

か、明らかにされたい。

十三 一九九八年五月一七日付朝日新聞による

と、社団法人・全国かん水養魚協会は、養殖ト

ラフグの出荷に際し、ホルマリンを使用してい

ないことを示す証明書を各漁協単位で発行し、

添付することを決定した、とあるが、政府はこ

のような動きをどう評価しているか。また、現

時点での各県・各漁協ごとの実施状況を把握し

ているか。把握していれば、その実施状況を明

らかにされたい。

十四 一九九八年九月一四日付熊本日日新聞によ

ると、熊本県でのトラフグ養殖に使用されたホ

ルマリンの年間使用量は三〇〇〇トンにも上つ

た、とされているが、同県水産振興課、業務課

ではこれらはすべて裏流通である、と説明して

いる。毒物劇物による事件が相次ぐ中で、この

ような大量の劇物指定の化学物質が裏流通して

いることについて、厚生省は毒物劇物取締法の

観点からどのような措置を講ずる所存か。

十五 また、同記事において、ホルマリンの販売

をしたとされる代理店(仲介業者)が毒劇法に基

づく販売登録がないことが判明したが、政府は

これに対しどのように対処したか。

十六 前述の一九九七年一月一四日付政府答弁書

には、すべての都道府県の養殖場において、ホ

ルマリンは現在使用されてない旨報告を受けて

いる、とあるが、前出一九九八年九月一四日付

熊本日日新聞報道をはじめとして複数の地区に

て使用が確認されている。このため、政府は改

めて養殖場におけるホルマリンの使用実態を調

査し、使用量を把握すべきである。政府の見解

を問う。

十七 環境庁は、人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある水質汚染物質として、「要調査項目」リストを作成し、その中にはホルマリンの主成分であるホルムアルデヒドも含まれている。一方、水産庁は実験室レベルで植物プランクトンとアコヤガイに対するホルマリンの急性毒性を調べて報告しているが、実際に大量のホルマリンが流されたと思われる海域における生物の影響調査を行ったか。行っている場合にはその結果を問う。行われていないならば、要調査項目化学物質としてリストアップされたホルマリンが周辺の海産生物など生態系に及ぼす影響調査をすべきである。政府の見解を聞きたい。

十八 私が一九九七年五月一日に再提出した「ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問主意書」に対して、一九九七年五月三〇日付の答弁書の中で国は、水産資源保護法の適用について、ホルマリンが水産動植物に対し明白に有害であると立証されることが必要として、この点について、ホルマリンが植物プランクトンの増殖等に及ぼす影響・ホルマリンのアコヤガイに対する直接的影響等の基礎的な事項について、ホルマリンが植物プランクトンの増殖等に及ぼす影響・アコヤガイに対する直接的影響等について明白な有害性が調査・報告されている。この結果などから農林水産大臣は魚類養殖におけるホルマリン等の不法使用に対しても、水

官 報 (号 外)

産資源保護法を適用し、厳しく、かつ効果的な措置を講ずるべきであると考えるが、いかが

十九 魚類養殖においてホルマリン等を使用しない旨の二年間、(昭和二十一年四月一日至二十四年三月三十日)

衆議院議員辻元清美君提出魚類養殖のホル
マリン大量使用・垂れ流しによる環境破
壊・海洋汚染に関する質問に対する答弁書
について

て、本通達の趣旨の徹底を図つたところである。
また、稚魚とは、卵からかえつて間もない魚のことである。

かかわらず、依然としてそれに違反し現場での使用が続く魚類養殖の実態、十数年前に社会的に大きな問題となつた有機スズ魚網防腐剤が現にどうなる使用されていることを心配する。

ホルマリンを養殖業において薬剤として使用することについては、魚介類への移行残留や環境への影響等が十分解明されていないことから、極力避けるよう従来から「水産用医薬品以外」の規制によって古よりつづけてきた規制

は、多量の水を加えて希釀な水溶液とした後、次亜塩素酸塩水溶液を加えて分解させ、廃棄する方法や水酸化ナトリウム水溶液等でアルカリ性にして、過酸化水素を加えて分解させた後多量の水で希釀して処理する方法等が知られています。

四日毎日新聞報道)など、魚類養殖業では本質

号水産庁長官通達。以下「水産庁長官通達」といふ。)等により養殖業者に対しても指導してきたと

一にについて及び七についてで答弁しておると
おりである。

物質排出・移動登録制度(P.R.T.R.)などによつ

また、第一百四十五回国会に提出している持続的養殖生産確保法案が成立した場合には、漁業

ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問に対する答弁書(平成九年一月二十四日内閣衆議院第三九第五号)の十七についてで答弁したとおり、御指摘の駆除作業後のホルマリン含有

右質問する。
殖業を指定し、排水基準に関する有害化物質等の設定の見直し、などが必要と考えるが、環境庁・厚生省・通産省にその見解を求める。

協同組合等による養殖漁場の改善を図るための
計画制度を活用することによって、養殖業者が
自主的にホルマリンの使用を規制することを促
進してまいりたい。

たとおり、御指摘の駆除作業後のホルマリン含有海水の^(れい)排出から海洋への流出は、船舶からの排出に該当しないことから、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号。以下「海防法」という。)に違反するも

內閣衆質一四五第一五号

平成十一年四月十三日

衆議院議長
伊藤宗一郎殿

衆議院議員辻元清美君提出魚類養殖のホルマリ

ン大量使用・垂れ流しによる環境破壊・海洋汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

水産庁長官通達の趣旨は、水産用医薬品以外の物については、代替薬となる水産用医薬品がない場合であって、食用に供せられるおそれのない魚卵や稚魚の消毒などにやむを得ず用いるとき以外には薬剤としての使用を禁止するものであり、「水産用医薬品以外の物の薬剤としての使用制限について」(平成九年十一月二十二日付け九水推第九十四号水産府次長通知)によつ

のではない。なお、とらふぐの寄生虫駆除を行つたために、養殖用筏の中の海水をビニールシート等で一時的に囲画し、「ここにホルマリンを含みした海水を散布する場合は、ホルムアルデヒドを気化させるため使用後の海水を一定期間筏に留め置いた後、当該ビニールシート等を除去して海水の流出入に従つてこれを自然環境中に拡散させているものと承知しているが、このよ

する場合は、ホルムアルデヒドを氣化させるため使用後の海水を一定期間筏に留め置いた後、当該ビニールシート等を除去して海水の流出後に従つてこれを自然環境中に拡散させているとのと承知しており、御指摘の「ホルマリン薬浴液が日常的に行われている」かどうかは承知していない。

のではない。なお、とらふぐの寄生虫駆除を行つたために、養殖用筏の中の海水をビニールシート等で一時的に囲画し、「ここにホルマリンを含有した海水を散布する場合は、ホルムアルデヒドを気化させるため使用後の海水を一定期間筏に留め置いた後、当該ビニールシート等を除去して海水の流出入に従つてこれを自然環境中に拡散させているものと承知しているが、このよ

二

どちらかの寄生虫駆除を行つた後は、
海水をビニールシート等で一時的に区
画し、ここにホルマリンを含有した海水を散布

する場合は、ホルムアルデヒドを気化させるため使用後の海水を一定期間筏に留め置いた後、

当該ビニールシート等を除去して海水の流入出に従つてこれを自然環境中に拡散させているものと承知しており、御指摘の「ホルマリン薬浴後そのまますぐに薬浴液を無処理で放流する方法が日常的に行われている」かどうかは承知していない。

官報 (号外)

御指摘の方法については、水産庁長官通達の趣旨に照らし適当でないと考えるが、御指摘の「ホルマリン薬浴後そのまますぐに薬浴液を無処理で放流する」海水中に含まれるホルマリンは微量であると聞いており、現在のところ、生活環境及び公衆衛生上悪影響が生ずるという科学的知見は得られていないことから、当該海水を廃棄物として取り扱うことは社会通念上適当ではなく、廃棄物処理法違反とはならないと考えている。

また、御指摘の方法については、船舶からの排出に該当しないことから、海防法の規制対象とはならないので、同法違反とはならないと考えている。

七について

水産庁の研究所等によるこれまでの調査、研究の結果、あこやがいのへい死の原因となつている本感染症については、徹底した漁場管理や低温水温での飼育により被害の拡大防止や低減が可能であることが示唆されている。

今後は、これらの知見を踏まえ、適切な漁場管理や低温処理技術による病害対策研究を強化することとしており、これらの研究成果が得られれば、被害の拡大要因についてもおのずから明らかになるものと考える。

なお、平成九年度に実施した海域における海水中のホルマリン濃度のモニタリング調査において、すべての調査点でホルマリンは検出されていないことから、ホルマリンのあこやがい大量への死への間接的な関与についても、その可能性は極めて低いと考えられる。

八について

御指摘の「平成九年度アコヤガイ大量へい死原因究明に関する水産庁研究所成果報告書(平成十年三月)の中で示されているA県、B県及びC県並びにそれぞれの県におけるSt1、St2、St3、StA、StB、StC、St

D及びStEに対応する地域は次の表のとおりである。

なお、平成十年度においても平成九年度と同じ定點で定期的に採水調査を実施しており、その結果については、年度終了後に報告書として取りまとめる予定である。

A県	県名	調査点	地域名
B県	熊本県	St1	姫戸地先
		St2	御所浦地先
C県	三重県	St3	羊角湾
		St1	英虞湾
		St2	五ヶ所湾
		St3	賀田湾
		StA	宇和島地先
		StB	下波地先
		StC	北灘地先
		StD	内海地先
		StE	

九について

これまでのところ、ホルマリンが海洋において他の有害化学物質へ転化し、水産生物に悪影響を及ぼしているという例は聞いておらず、従つてそうした観点からの調査、研究は実施し

十三について

お尋ねの社団法人全国かん水養魚協会の対応は、食品の安全性確保の観点から適切なものと評価されるものである。

これらを受け、各漁業協同組合は、荷受け業者等からの要請に応じて証明書を発行しており、これまで五県八組合において証明書が発行されている。

なお、発行していない漁業協同組合についての結果については、年度終了後に報告書として取りまとめる予定である。

十四及び十五について

環境庁は「ホルマリンによる環境汚染の防止対策について」(平成十年二月四日付け環水規第333号環境庁水質保全局長通知)により都道府県知事に対してホルマリンによる公共用水域の汚染状況等の調査を依頼したところである。調査を行った都道府県のすべてから当該調査の結果が報告され次第、早急にこれらを取りまとめ、その結果を明らかにしてまいりたい。

水産庁は、養殖業者等に対して御指摘のようなホルマリンの使用についての指導、推進を行ったことはない。

魚病対策においては、適正な養殖管理が基本であり、魚病を発生させない養殖管理に努めることが重要であると考える。

今後、さらに適正な養殖管理が実践できるよう都道府県を通じて養殖業者等を指導してまいりたい。

十一について

十二について

環境庁は、「ホルマリンによる環境汚染の防止対策について」(平成十年二月四日付け環水規第333号環境庁水質保全局長通知)により都道府県知事に対してホルマリンによる公共用水域の汚染状況等の調査を依頼したところである。調査を行った都道府県のすべてから当該調査の結果が報告され次第、早急にこれらを取りまとめ、その結果を明らかにしてまいりたい。

水産庁は、養殖業者等に対して御指摘のようなホルマリンの使用についての指導、推進を行ったことはない。

魚病対策においては、適正な養殖管理が基本であり、魚病を発生させない養殖管理に努めることが重要であると考える。

今後、さらに適正な養殖管理が実践できるよう都道府県を通じて養殖業者等を指導してまいりたい。

十三について

お尋ねの社団法人全国かん水養魚協会の対応は、食品の安全性確保の観点から適切なものと評価されるものである。

これらを受け、各漁業協同組合は、荷受け業者等からの要請に応じて証明書を発行しており、これまで五県八組合において証明書が発行されている。

なお、発行していない漁業協同組合についての結果については、年度終了後に報告書として取りまとめる予定である。

十四及び十五について

環境庁は「ホルマリンによる環境汚染の防止対策について」(平成十年二月四日付け環水規第333号環境庁水質保全局長通知)により都道府県知事に対してホルマリンによる公共用水域の汚染状況等の調査を依頼したところである。調査を行った都道府県のすべてから当該調査の結果が報告され次第、早急にこれらを取りまとめ、その結果を明らかにしてまいりたい。

水産庁は、養殖業者等に対して御指摘のようなホルマリンの使用についての指導、推進を行ったことはない。

魚病対策においては、適正な養殖管理が基本であり、魚病を発生させない養殖管理に努めることが重要であると考える。

今後、さらに適正な養殖管理が実践できるよう都道府県を通じて養殖業者等を指導してまいりたい。

書においては、都道府県衛生部局、農政部局、都道府県警察、消防機関等による事業所への立入等によって必要な登録・届出を行わずに毒劇物が取り扱われているおそれがあることを把握した場合には相互に関係機関へ通報することとしているところであり、今後とも関係機関との連携を図りながら毒劇物の監視指導の徹底を図ってまいりたい。

十六について

水産庁においては、現在もなお、養殖漁場においてホルマリンを使用しているという報告は受けていないが、御指摘の趣旨を踏まえ、関係都道府県と協力して、ホルマリンの使用実態を改めて調査することについて検討してまいりたい。

十七について

環境庁は、平成十年に水環境に係る調査を進める際に優先的に知見の集積を図るべき物質として「水環境保全に向けた取組のための要調査項目」(以下「要調査項目」という。)を選定したところであり、要調査項目の中にはホルマリンの主成分であるホルムアルデヒドが含まれている。環境庁としては、要調査項目に該当する物質については、今後順次、環境中の存在状況に係る調査等を実施することとしている。一方、水産庁においては、今までのところ少なくとも科学的にみてホルマリンが海洋において魚介類に何らかの影響を及ぼしたことがあったとは承知していない。しかししながら、環境への影響等については必ずしも十分に解明されているとはいえない。

め、今後ともホルマリンの使用制限の徹底に努めてまいりたい。

十八について

水産庁が実施した室内実験の結果、ホルマリン濃度百万分の三・一であこやがいの餌となる植物プランクトンの増殖に影響が生じ、百万分の十二であこやがいに対する直接的影響が生じることが明らかになった。

一方、平成九年度に実施した海域における海水中のホルマリン濃度のモニタリング調査においては、すべての調査点でホルマリンは検出されていない。

したがって、この調査、研究結果をもつて海域の現場で直ちに有害性を評価することは困難である。

十九について

環境庁は、水質汚濁の未然防止の観点から、平成十年二月に都道府県知事に対してホルマリンによる公共用水域の汚染状況等の調査を依頼し、現在、調査の結果の報告を受けているところである。また、環境庁は、平成十年に水環境に係る調査を進める際に優先的に知見の集積を図るべき物質として要調査項目を選定したところであるが、この中にはホルマリンの主成分であるホルムアルデヒド及び有機スズ化合物が含まれている。環境庁としては、要調査項目に該当する物質については、今後順次、環境中の存在状況に係る調査等を実施することとしている。

<p>提出者 保坂 展人</p> <p>平成十一年三月十七日提出 質問 第二〇号</p> <p>外国人登録証常時携帯義務と国連規約人権委員会の勧告の重みに関する質問主意書</p>	<p>なあ、御指摘の「環境汚染物質排出・移動登録制度」(以下「P.R.T.R」という。)は、化学物質の使用又は排出の規制を行う措置ではない。政府としては、P.R.T.R.に関する措置等を規定する「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案」を第百四十五回国会に提出したところであり、同法案においては、その対象物質等については政令で定めることとしているところである。</p>
---	--

務を課している例があるか否かお調べいただきたい。

③ ①項の回答で列挙された諸外国の例において、永住外国人に常時携帯義務を課し、罰則まで設けている例があるかどうかをお答えいただきたい。

規約人権委員会の最終見解について
① ①項の日本政府の答弁を踏まえて、右審査に基づいて規約人権委員会の最終見解が出され、その一七項において「委員会は、政府の第三回報告書の最後に示された、外国人登録証明書を常時携帯していない永住外国人を刑罰の対象とし、刑事制裁を課している外国人登録法は規約二六条に適合しない」という意見を再度表明す

る。委員会は、このような差別的な法律を廃止するよう再度勧告する」と指摘されたが、今回の改正において、この点が考慮されず、刑罰規定を廃止しない理由は何か、明らかにされたい。

② 日本国は、国連規約人権委員会の勧告に正面から反論する用意はあるか。あるいは「勧告には法的拘束力がない」としばしば国会答弁で繰り返すことから、政府は、日本が批准している国際人権自由権規約を遵守しなくともよいと考えているのか、明らかにされたい。

③ 日本国は、規約人権委員会の最終見解等に「法的拘束力がない」「自動効力はない」としているが、「単なる参考意見」として聞きおく程度ということか。

④ 一九九三年一〇月二七日及び二八日に開

かれた規約人権委員会における日本の第三回定期報告書の審査の結果、規約人権委員会から出されたコメントの九項において

「当委員会は、在日韓国・朝鮮人、部落民

及びアイヌ少数民族のような社会集団に対

する差別的な取扱が日本に存続しているこ

とについて懸念を表明するものである。永

住的外国人であっても、証明書を常時携帯

しなければならず、また刑罰の適用対象と

され、同様のことが、日本国籍を有する者

には適用されることは、規約に反するも

のである」と指摘され、また外国人登録法

改正時の衆参両院決議にも織り込まれて、

さらに、再び④項で述べたような指摘を受けたにもかかわらず、刑罰規定を廃止しない理由はなにか。頑なに今回も最終見解等

に耳をかさず、「法的拘束力がない」とを繰り返すのみでは、規約人権委員会の審議に背を向ける鎖国的态度と言われても仕方

あるまい。政府の真摯な姿勢がまるで見えないのはなぜか。

右質問する。

内閣衆質一四五第一〇号

平成十一年四月十三日

内閣総理大臣 小淵 恵三
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂辰人君提出外国人登録証常時携帯義務と国連規約人権委員会の勧告の重みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂辰人君提出外国人登録証常時携帯義務と国連規約人権委員会の勧告の重みに関する質問に対する答弁書

一の①について

外国人に登録証明証、旅券等身分事項を証する書類の携帯を義務付けている国としては、現

在把握している限り、米国、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、アイルランド、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、イスランド、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、チリ、ヴェネズエラ、コロンビア、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、ペルー、マレーシア、インドネシア、インド、パキスタン、イスラエル、エジプト及びケニアがある。

一の②及び③について

一の①についてでお答えした国はいずれも、いわゆる永住外国人に対しても登録証明証、旅券等身分事項を証する書類の携帯を義務付けたり、また、その多くの国において、これを担保するため、その違反に対し罰則を設けているものと承知している。例えば、米国においては、移民法第二百六十四条(e)において、永住者に対して、外国人登録受理証(永住者カード)の常時携帯義務を課し、その違反に対し、百ドル以下の罰金若しくは三十日以下の禁錮に処し、又はこれを併科することとしている。

一の②及び③について

憲法第九十八条第二項は、我が国が締結した

条約について、これを誠実に遵守することを必要とする旨規定しており、規約は、当然にこれを遵守しなければならないものである。

規約第二十八条第一項に基づいて設置された人権委員会以下「委員会」という。我が国は第四回政府報告の検討を踏まえて千九百九十八年(平成十一年)十一月五日に採択した最終見解については、法的拘束力はないものの、一般論とし

であるか否か等、その居住関係及び身分関係を即時的に把握するためには、登録証明証の常時携帯制度は合理的かつ必要なものであり、制度としてこれを廃止することは適切でなく、また、この制度の目的を達成するためには、この違反に対し間接強制である罰則による担保が必要であると考えている。

また、外国人が合法的な在留者であるか否か等を即時的に把握するため、外国人に一定の義務を課し、罰則でこれを担保することについては、前記のような目的の合理性、必要性、方法の相当性が認められ、日本人に対する取扱いとの間に差異があったとしても、その差異には合理的根拠があり、市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。)第二十六条に違反するものではないと考えている。

ちなみに、一の②及び③についてでお答えしたとおり、規約を締結している多くの国において、我が国と同様、永住外国人に対し登録証明書、旅券等身分事項を証する書類の携帯を義務付け、これを担保するため、その違反に対し罰則を設けている。

憲法第九十八条第二項は、我が国が締結した

条約については、これを誠実に遵守することを必要とする旨規定しており、規約は、当然にこれを遵守しなければならないものである。

規約第二十八条第一項に基づいて設置された人権委員会以下「委員会」という。我が国は第四

回政府報告の検討を踏まえて千九百九十八年(平成十一年)十一月五日に採択した最終見解については、法的拘束力はないものの、一般論とし

て言えば、今後ともその内容等を検討し、適切に対処していく必要があると考えているが、登録証明書の常時携帯義務違反に関する政府の見解は一の②の①についてでお答えしたとおりであり、このことは、様々な場において明らかにしているところである。

一の④について

御指摘の刑罰規定を廃止しない理由は、一の②の①についてでお答えしたとおりであるが、必要に応じ、委員会に対してもその旨を説明し、理解を得てまいりたい。

なお、平成四年四月十七日の衆議院法務委員会及び同年五月十九日の參議院法務委員会において、「外国人登録証明書の常時携帯・提示義務等に関する規定の運用に当たっては、外国人の日常生活に不当な制限を加えることのないよう配慮し、いやしくも濫用にわたることのないよう努めること。」との附帯決議がなされたと

ころ、登録証明書の常時携帯義務違反については、この趣旨に沿い、例えば、外国人であるという理由だけで画一的、機械的に登録証明書を携帯しているかどうかを確認するような運用は行わないなど、常識的かつ彈力的な運用がなされており、政府としては誠実に対処しているところである。

右 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

平成十一年一月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

国会に提出する。

官 報 (号 外)

第三百三十七条の五中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険事業再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

「若しくは払戻金の支払」を、「再保険料の額」の下に「若しくは支払を受けることができる払戻金の額」

額」を加え、「先だつて」を「先立つて」に改める。
第三百三十七条の九中「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船乗組船主保険再保険事業」を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

〔第百三十九条第一項中「第十五章」を削除し、同項の「第十五章第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他の保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第一項中「定款等作成委員」とあるのは「定款」と、同条第一項中「定款作成委員」と、「定款作成委員」とに改め、「第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第六項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第七条第一項及び第十八条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」とに改め、同条第四項中「定款」とあるのは「定款」と、「第三十一条の二第一項及び第三十八条第一項中「定款」とあるのは「定款、再保険約款」とを削り、同条第七項中「漁船船主責任保険再保険事業」とあるのは「漁船船主責任保険事業」とする。〕

又は漁船乗組船主保険再保険事業を普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業、漁船乗組業に、「同条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」を「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」に、「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」と読み替える」を「読み替える」に改める。

五 漁船積荷保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

満期保険に係る純再保險料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日に於て適用されている当該組合の普通損害保険に係る純再保險料率に、普通損害保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として普通損害保険の危険区分ことに定める一定率

「第二節 漁船船主責任保険再保険事業等」を
「第一節 普通保険再保険事業等」に改める。
第一百三十八条の二中「漁船船主責任保険事業及
び漁船乗組船主保険事業」を「普通保険事業、漁船
船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁
船積荷保険事業」に改める。

第三百三十九条の二「漁船主責任保険又は漁船乗組船主保険」を「普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険」に改め
る。

一 普通損害保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

二 満期保険に係るものにあつては、満期による支払に係るものについては、保険金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額に政令の定めることにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

普通損害保険のトン数区分ことに定める一定の政令で定める一定年間における各年のすべての組合の普通損害保険のトン数区分との普通損害保険に係る危険率(その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率を超えるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。)を基礎として算定される普通損害保険のトン数区分との組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水

率とする。
「百三十八条の六の見出しを「再保険料の払戻し等」に改め、同条中「若しくは第百二十九条第三項又は第百二十一一条及び第百二十六条において準用する第百十三条の七」を、「第百十三条の七(第百三十三条の十六第三項、第百二十一一条、第百二十九条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。)、第百十三条の七の二(第二項(第百二十九条、第百二十六条及び第百二十九条の六において準用する場合を含む。)、第百十三条の十六第一項若しくは第二項、第百十三条の十六の二第一項

險事業を「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第一百三十八条の二十第一項中「権利」の下に「(特殊保険に係るものに限る。)」を加え、同条第四項中「及び第一百三十六条の六」を削り、「権利」の下に「(特殊保険に係るものに限る。)」を加える。

第一百三十八条の二十一第一項中「てん補区分」として「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険(これららのうち、漁船等)を「特殊保険に係るものに限る。)」を加える。

第一百三十八条の二十一第一項中「てん補区分」として「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険(これららのうち、漁船等)を「特殊保険に係るものに限る。)」を加える。

号外 報告

第一百三十九条第一項第一号中「第一百三十八条の十五第一項第一号」を「第一百三十八条の五第一項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 国庫は、対象漁船に係る漁船船主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第一百三十八条の十三第二項の政令で定めるてん補区分を除くてん補区分に係る対象漁船の保険金額に對象漁船に係る当該てん補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率(第百

二十二条の規定により読み替えた同条において準用する第一百三十三条の四第一号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。)を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第一百四十三条見出しを含む。)中「漁船保険再保險事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第六章の次に次の第一章を加える。

第二十二条の規定により読み替えた同条において準用する第一百三十三条の四第一号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。)を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第一百四十三条見出しを含む。)中「漁船保険再保險事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第六章の二 雜則

(任意保険事業)

第一百四十三条の二 組合は、漁船保険事業等のほか、その実施に支障のない限りにおいて、任意保険事業を行なうことができる。

(任意保険の定義)

第一百四十三条の三 この法律において「任意保険」とは、次に掲げる損害をてん補する保険であつて、この法律により行なうものと/orをいう。

第一 漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害若しくは再保険約款」に改める。

第二 「特殊保険再保険事業等」に、「漁船保険」を「特殊保険」に、「定款」とあるのは「定款若しくは再保険約款」を「保険約款」とあるのは「保険約款

等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第三百三十八条の二十三中「漁船保険再保険事業

等」を「特殊保険再保険事業等」に、「漁船保険」を「特殊保険」に、「定款」とあるのは「定款若しくは再保険約款」を「保険約款」とあるのは「保険約款

若しくは再保険約款」に改める。

第三百三十九条第一項第一号中「第一百三十八条の

十五第一項第一号」を「第一百三十八条の五第一項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国庫は、対象漁船に係る漁船船主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第一百三十八条の十三第二項の政令で定めるてん補区分を除くてん補区分に係る対象漁船の保険金額に對象漁船に係る当該てん補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率(第百

二十二条の規定により読み替えた同条において準用する第一百三十三条の四第一号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。)を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第一百四十三条見出しを含む。)中「漁船保険再保險事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第六章の二 雜則

(任意保険事業に係る保険約款)

第一百四十三条の四 組合が任意保険事業を行なう場合には、任意保険事業に係る保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(任意保険事業に係る保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない)

第一 任意保険事業の細目に関する事項
第二 任意保険事業の保険金額に関する事項
第三 任意保険事業の保険料率に関する事項
第四 任意保険事業の保険責任に関する事項
第五 任意保険事業の実施の方法に関する事項
第六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

(任意保険事業の実施の方法に関する事項)

第一 百四十三条の五 組合は、任意保険事業に係る保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(任意保険事業の保険責任に関する事項)

第一 百四十三条の六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

(任意保険事業の保険責任に関する事項)

第一 百四十三条の七 任意保険の被保険者たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

(被保険者たる資格)

第一 百四十三条の八 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係るものにあつては、小型の船舶の所有者又は使用者

(組合のてん補責任)

第一 百四十三条の九 次の場合には、組合は、任意保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

(組合の免責事由)

第一 百四十三条の十 事故が、法令に違反して、第一百四十三条の九の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項第一号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定(第五十一条及び第八十六条第二項を除く。)中「保険約款」とあるのは「保険約款(任意保険事業に係る保険約款を含む。)」と、第五十条第一項中「保険関係」とあるのは「保険関係並びに当該組合に係る任意保険の保険契約と、同条第一項中「満期保険を除く。」とあるのは「満期保険を除く。」及び任意保険」と、第八十六条第二項中「命令」とあるのは「命令(任意保険事業に係るもの)を除く。」とする。

任に基づき賠償することによる損害

口 当該船舶又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用(搜索又は救助を行う漁船その他船舶の運航に伴つて生じたものに限る。)で当該船舶の所有者又は使用者が負担しなければならないものを負担することによることによる損害

漁船船主責任保険の純保険料率をいう。)を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

(任意保険事業の実施の方法に関する事項)

第一 百四十三条の三第一号に掲げる損害に係るものにあつては、小型の船舶の所有者又は使用者

(任意保険事業の保険責任に関する事項)

第一 百四十三条の八 第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係るものにあつては、漁獲物又はその製品の所有者

(組合の免責事由)

第一 百四十三条の九 次の場合には、組合は、任意保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

(組合の免責事由)

第一 百四十三条の十 事故が、法令に違反して、第一百四十三条の九の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項第一号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

第一 百四十三条の十一 事故が、法令に違反して、第一百四十三条の九の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項第一号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

第一 百四十三条の十二 事故が、法令に違反して、第一百四十三条の九の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項第一号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

第一 百四十三条の十三 事故が、法令に違反して、第一百四十三条の九の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項第一号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

第一 百四十三条の十四 事故が、法令に違反して、第一百四十三条の九の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項第一号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定(第五十一条及び第八十六条第二項を除く。)中「保険約款」とあるのは「保険約款(任意保険事業に係る保険約款を含む。)」と、第五十条第一項中「保険関係」とあるのは「保険関係並びに当該組合に係る任意保険の保険契約と、同条第一項中「満期保険を除く。」とあるのは「満期保険を除く。」及び任意保険」と、第八十六条第二項中「命令」とあるのは「命令(任意保険事業に係るもの)を除く。」とする。

任に基づき賠償することによる損害

官 報 (号 外)

二 任意保険事業に係る保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合については、保険契約者が、正当な理由がないのに保険料のうちその第二回以降の支払に係るもののが支払を遅滞したとき。

三 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る漁船以外の船舶若しくはその運航又は当該保険の保険の目的たる漁獲物及びその製品、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る小型の船舶若しくはその運航につき、通常行うべき管埋その他損害の防止又は軽減を怠つたとき。

四 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の十一第一項において準用する第九十七条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

五 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の十一第一項において準用する第九十八条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとしたとき。

六 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条の十一第一項において準用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

(保険金額の最高額の制限)

第一百四十三条の十 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意保険事業の保険金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、任意保険事業の保険金額は、当該該

額を超えてはならない。

(任意保険事業についての准用)

第八百四十三条の十一 任意保険事業については、第九十九条から第九十二条まで、第九十三条第

三 会員たる組合の委託によつてする任意保険の引受のための漁船その他の船舶の調査並びに当該保険に係る事故及び損害の調査

第一百四十三条の十五 中央会は、任意保険再保険事業に係る再保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

二 任意保険事業に係る保険約款の定めることころに従い保険料の分割支払がされる場合については、保険契約者が、正当な理由がないのに保険料のうちその第一回以降の支払に係るもののが支払を遅滞したとき。

三 保険契約者又は被保険者が、第一百四十三条

ひ第百七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

五 その他の任意保険事業の健全な発達を図るためにの調査、指導及び助成

「任意保険再保険事業に係る再保険統制の設定又は変更」と読み替えるものとする。

定のうち政令で定めるものを、政令で定めるところにより準用する。

(再保険者) 任意保険の保険料率については、第二百二十九条の規定を準用する。

四 保険契約者又は被保険者が、第百四十三条の第一項二から七に準用する第八十一項の

から第六百四十八条まで 第六百五十二条 第六百五十九条、第六百六十一条から第六百六十一

(任意保険再保険事業に係る再保険約款)
一部を再保険するものとする。

五 の状況の認定が困難となつたとき
一 保険契約者又は被保険者が、第百四十三条
の一第一項に従つて適用する場合を除く。

百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで(保険委付)の規定

一 任意保険再保険事業の細目に関する事項
事業に係る再保険統制をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

六 保険契約者又は被保険者が、第百四十三条
も。

から第六百四十八条まで、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条損害保険の

三 任意保険再保險事業の再保険料に関する事項

(保険金額の最高額の制限)

農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意保険事業の保険金額につ

いて、その最高額を定めることができます。この場合には、任意保険事業の保険金額は、当該金

(任意保険に係る事業を行う中央会)
第百四十三条の十一 中央会は、第百三十二条に
掲げる事業のほか、定款の定めるところより、
次の事業を行うものとする。

五 任意保険再保險事業の実施の方法に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、省令で定める事項

約款(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)とする。

第一百四十三条の十七 任意保険再保険事業を行う中央会についての第百三十八条第四項において準用する第三十二条の二第一項、第三十八条第二項及び第四十条第二項並びに第百三十八条第七項において準用する第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定(第百三十八条第七項で準用する第八十六条第二項を除く。)中「保険約款」とあるのは「再保険約款(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)」と、第百三十八条第七項で準用する第八十六条第一項中「命令」とあるのは「命令(任意保険再保険事業に係るもの)を除く。」とする。

(任意保険再保険事業についての準用)
第百四十三条の十八 任意保険再保険事業については、第百六条、第百七条、第百三十八条の三、第百三十八条の六から第百三十八条の十まで、第百三十八条の十一(第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。)及び第百四十三条の十並びに商法第六百四十六条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十五条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「その目的でない事業をしたとき」を「この法律の規定により行う」とができる事業以外の事業を行ったときに改め、同条第十四号中「第百三十八条の下に〔(第百四十三条の十一第一項において準用する場合を含む。)〕を、同条第十六号

中「第百三十八条の十一」の下に「、第百四十三条の十一第一項及び第百四十三条の十八」を加える。

第百四十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第七項中「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険」を「漁船積荷保険」に、「定款」を「保険約款」に、「漁船保険又は漁船積荷保険」を「特殊保険」に改める。

附則第五項に規定する漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を除く。)に改める。

附則第八項中「第百四十五条第三号」を「第百四十五条」に改め、「、同条第三号中「目的でない事業」とあるのは、「目的とする事業(中央会にあっては、附則第五項に規定する漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を含む。)以外の事業」とを削り、「第百三十八条の十一」を「及び第百四十三条の十八」に、「第百三十八条の十一及び附則第七項」を「、第百四十三

条の十八及び附則第七項」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正

(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のよう

に改正する。
第一条中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第六条中「普通保険」を「普通保険再保険事業」に、「漁船積荷保険」を「漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第三条中「普通保険」を「普通保険再保険事業」に、「漁船積荷保険」を「漁船積荷保険再保険事業」に改める。

第三条ノ四中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

(経過措置)
第一条 この法律の施行に伴う漁船保険組合の定

款の変更及び保険約款及び任意保険事業に係る

保険約款の設定並びに漁船保険中央会の定款の

変更、再保険約款の設定又は変更及び任意保険

再保険事業に係る再保険約款の設定に関する手続は、この法律の施行前においても行つことが

できる。

第三条 この法律の施行の際現に存する普通保険及び漁船積荷保険についての保険関係に係る再保険關係並びに漁船船主責任保険の保険關係に基づき支払うべき保険料に係る負担金については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁船保険中央会に対する交付金の交付)
第五条 政府は、漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業の健全かつ円滑な運営に資するため、漁船保険中央会に対し、普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る準備金の一部として、平成十一年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、十三億千六百四十二万一千円限り、交付金を交付する。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)
第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のよう

に改正する。
第一条中「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に改める。

第六条中「普通保険」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船積荷保険」を「漁船積荷保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険」を「普通保険」に、「漁船保険」を「漁船積荷保険」に、「定款」を「保険約款」に、「漁船保険又は漁船積荷保険」を「特殊保険」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第

漁船損害等補償法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十二号)附則第五条ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同条ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)
第七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正す

る。

第十二条第一項中「組合が保険料を受け取つたとき」を「事業主が第五条に規定する申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによって」に改め、同条二項を次のよう改める。

2 組合との間に給与保険契約が成立した事業主は、当該保険契約に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料を支払わなければならぬ。

3 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険契約は、その効力を失う。

第三十五条中「漁船船主責任保険再保険事業等」を「普通保険再保険事業等」に、「漁船保険再保険事業等」を「特殊保険再保険事業等」に、「漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」を「普通保険」に、「漁船保険」を「漁船積荷保険」に、「定款」を「保険約款」に、「漁船保険又は漁船積荷保険」を「特殊保険」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第

(号外) 報官

百五十三号)の一部を次のように改正する。
 第三条第八号中「漁船保険再保険事業等」を
 「特殊保険再保険事業等」に改める。
 第四条第二百三十一号中「及び漁船乗組船主保険」を、「漁船乗組船主保険及び任意保険」に改める。
 第五条第七十号中「漁船保険」を「普通保険再保険事業、特殊保険」に、「漁船積荷保険」を「漁船積荷保険再保険事業」に改める。

理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るため、政府又は漁船保険中央会が行う再保険事業の範囲を見直すとともに、漁船以外の船舶で運搬中の漁獲物等の損害及びスポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船の損害を適切に保険する任意保険事業を実施する制度を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定款の見直し

漁船保険組合が定款で規定することとされている事項のうち、漁船保険の保険の目的、設ける保険約款で規定することとする。

2 普通保険及び漁船積荷保険に係る再保険事業の変更等

(一) 漁船保険中央会及び政府が行う再保険事業の見直し

漁船保険中央会が行う再保険事業に、普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業を追加するとともに、政府が行う普通保険及び漁船積荷保険に係る再保険事業を、漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業とすること。

(二) 政府が行う再保険事業の見直し

満期保険のうち満期による支払に係るものについて、政府の再保険を行わないこととする。

3 役意保険制度の創設

漁船保険組合は、漁船保険事業等のほか、その実施に支障のない限りにおいて漁船以外の船舶で運搬中の漁獲物等の損害及びスポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船の損害等を適切に保険する任意保険事業を行うことができる」ととする。

4 国庫による保険料負担の見直し

農林水産省所管)に、普通保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る準備金交付金として十三億十六百四十二万二千円が計上されている。

右報告する。

平成十一年四月十四日

農林水産委員長 穂積 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

持続的養殖生産確保法案

右

国会に提出する。

平成十一年二月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

(目的)

持続的養殖生産確保法

第一条 この法律は、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図るために「持続的養殖生産の確保」ということを定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 養殖漁場の改善の目標に関する事項

第三条 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るために「持続的養殖生産の確保」ということを定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るために措置並びにこれに必要な施設の整備に関する事項
三 養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止を図るために体制の整備に関する事項
四 その他養殖漁場の改善及び特定疾病のまん延の防止に関する重要な事項
5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聽かなければならない。
5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(漁場改善計画の認定)

第四条 漁業協同組合その他の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する区画漁業権(これを目的とする入漁権を含む)を有する者(以下「漁業協同組合等」といふ。)は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画(以下「漁場改善計画」という。)を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事(漁場改善計画の対象となる水域が二以上の都道府県の管轄に属する場合にあっては、当該水域を最も広くその管轄する水域に含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に漁業法第二百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事が行うべき権限を行う養殖漁場が含まれる場合にあつては、都道府県知事が受けなければならない。

1 一 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類
2 二 養殖漁場の改善の目標
3 三 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び実施時期
4 四 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備
5 五 その他農林水産省令で定める事項

1 一 漁場改善計画の内容が前項第二号に掲げる目標を確実に達成するために適切であること。
2 二 漁場改善計画の内容が前項第二号に掲げる目標を確実に達成するために適切であること。
3 三 漁場改善計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
4 四 都道府県知事は、他の都道府県知事が管轄する水域を含む漁場改善計画を認定するに当たっては、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。
5 五 前項第一項の認定を受けた漁業協同組合等(以下「認定漁業協同組合等」という。)は、当該認定に係る漁場改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

1 一 都道府県知事は、認定漁業協同組合等が前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等(以下「認定漁業協同組合等」という。)に従つて定めるものとする。
2 二 漁場改善計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
3 三 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類
4 四 漁場改善計画の目標
5 五 演習漁場の改善を図るために必要な施設及び実施時期
6 六 演習漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備
7 七 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業法第三十四条第一項又は第二項の規定による養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により漁業法第三十四条第三項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会(同法第八条第三項に規定する内水面における養殖業については、内水面漁場管理委員会)の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同法第三十四条第二項及び第三十七条第四項の規定を準用する。

(特定疾病的まん延の防止)

第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。

一 特定疾病にかかり、又はかかる疑いがある養殖水産動植物を所持し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

二 特定疾病にかかり、又はかかる疑いがある養殖水産動植物を所持し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却又は埋却を命ずること。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けるおそれのある漁網、いけすその他農林水

産省令で定める物品を所持し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずること。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令につき、農林水産省令で定める手続に従い、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告することともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

3 第一項の規定による命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十八号)による不服申立てをすることができない。

(損失の補償)

第九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、その命令により通常生すべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徵取)

第十一条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾患を予防するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、養殖

水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができ

る。

(特定疾病等の発生の届出)

第十二条 都道府県知事は、特定疾病又は新疾病

の発生

をもってその増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、都道府県(漁業法第一百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、國。

3 特定疾病的病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他農林水

産者に対し、その消毒を命ずること。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令につき、農林水産省令で定める手続に従い、その実施状況及び実施の結果を農林水産大臣に報告することともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。

3 第一項の規定による命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十八号)による不服申立てをすることができない。

(損失の補償)

第九条 都道府県知事は、前条第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、その命令により通常生すべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徵取)

第十一条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾患を予防するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、養殖

水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができ

る。

(特定疾病的発生の届出)

第十二条 都道府県知事は、特定疾病又は新疾病

の発生

をもってその増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、都道府県(漁業法第一百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、國。

以下同じ。)を被告とする。

(立入検査等)

第十一条 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾患を予防するため必要があると認めるときは、その職員に養殖漁場その他養殖水産動植物の伝染性疾患の病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所に立ち入り、養殖水産動植物その他の物を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、養殖水産動植物その他の物を集取させることができ

る。

2 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病に識見を有する者のうちから、魚類防疫協力員を委嘱することができる。

3 魚類防疫協力員は、養殖水産動植物の伝染性疾病の予防に関する事項につき、都道府県の施策に協力して、養殖をする者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の民間の活動を行なう。

(試験研究等の推進)

第十四条 農林水産大臣は、第十二条の規定によ

る届出を受けた新疾病その他の養殖水産動植物

の伝染性疾患の予防のために必要な試験研究及

び情報収集を行うよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第十五条 都道府県知事は、基本方針に即し、漁

業協同組合等その他養殖をする者に対し、持続

的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及

び助言を行うものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判

断される範囲内において、所要の経過措置(割

臣に届け出なければならない。

(魚類防疫員及び魚類防疫協力員)

第十三条 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち

の活動を行なうため、その職員のうちから、魚類防

疫員を命ずるものとする。

則に関する経過措置を含む。)を定める」とがで
きる。

(罰則)

第十七条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第八条第一項第一号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項第三号の規定による命令に違反した者
- 二 第十条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十三条まで及び第十七条から第二十一条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

最近における養殖漁場の状況の変化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るために、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疾病のまん延の防止のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

持続的養殖生産確保法案(内閣提出)に関する報告書

ついて、基本方針を定めることとする。
3 漁場改善計画の認定
漁業協同組合等は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画(以下「漁場改善計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる」ととする。

と。

平成十一年四月十四日

農林水産委員長 穂積 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕
持続的養殖生産確保法案に対する附帯決議

我が国養殖業は、沿岸漁業の振興、漁村の活性化及び豊かな食生活の形成に大きな役割を担っているが、近年、養殖漁場の悪化や新たな魚病被害等が深刻化しており、その対策が緊急の課題となっている。

1 目的
本案は、最近における養殖漁場の状況の変化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るために、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

2 基本方針
農林水産大臣は、養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病(以下「特定疾病」という。)のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって疾病の予防を図るために必要な措置を講じることとすべきは、都道府県の職員である魚類防疫員に入検査等を行わせることができることとする。

3 立入検査等
都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病の予防を図るために必要な措置を講じることとすべきは、都道府県の職員である魚類防疫員に入検査等を行わせることができることとする。

4 勧告等
都道府県知事は、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、漁場改善計画の作成等を漁業協同組合等に勧告し、これに従わない場合は、その旨を公表することができる」と。

5 特定疾病のまん延の防止
都道府県知事は、特定疾病的まん延を防止するため必要な限度において、感染魚の移動制限等の措置を命ぜることができる」と。

6 立入検査等
都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病の予防を図るために必要な措置を講じることとすべきは、都道府県の職員である魚類防疫員に入検査等を行わせることができることとする。

7 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。
ただし、特定疾病的まん延の防止、立入検査等の規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

8 附 則
この法律は、公布の日から施行すること。
ただし、特定疾病的まん延の防止、立入検査等の規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

また、残餌糞等の処理、海底の浚渫、赤潮の発生防止に係る技術開発等のための調査研究の推進に努めること。

また、残餌糞等の処理、海底の浚渫、赤潮の発生防止に係る技術開発等のための調査研究の推進に努めること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における養殖漁場の状況の変化に対処し、持続的な養殖生産の確保を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

官 報 (号 外)

未利用魚種の利用や安価で高効率な配合飼料の開発を推進すること。

三 特定疾病等のまん延を防止し、被害を最小限に抑えるため、魚病発生の早期把握及び情報の迅速な伝達体制の確立を図るとともに、国、都道府県の関係機関、種苗生産業者、養殖業者等の連携による魚類防疫体制の強化を図ること。
また、魚類防疫員及び魚類防疫協力員の育成・能力の向上のための研修制度の整備等を図ること。

右決議する。

官 報 (号 外)

平成十一年四月十五日 衆議院会議録第一二三号

第三種郵便物
明治三十一年三月三十一日

発行所
二東京一
番大四都○五
藏省印刷局
二四五丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
一一〇円
二二五円)